

## 税財政制度を通じた論点（案）

### I 現状と課題

#### 1. 地方財政の概要

- ・ 地方財政の平成23年度決算は、歳入約100.1兆円、歳出97.0兆円となっている。なお、借入金残高は約200.4兆円と依然と高い水準にある。
- ・ 国と地方における最終支出ベースにおける比率は42:58となっているが、国民が負担する租税収入の配分の比率は55:45と逆転している。両者の間には乖離があり、国から地方へ地方交付税や国庫支出金等を通じた財政資金の移転がなされている。
- ・ 我が国の地方財政制度は、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるように、地方税のほかに、地方財政計画の策定と地方交付税制度、さらには地方債制度を通じて地方財源を保障する仕組みとなっている。

#### 2. 地方交付税制度

- ・ 地方交付税制度には、自治体が行政サービスを行う財源を保障する財源保障機能と、それを通じて自治体間の財政力格差を調整する財政調整機能がある。地方交付税交付金は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税（地方の固有財源）であり、地方自治体にとって、地方税と並んで重要な歳入（一般財源）である。

しかし、自治体の財政需要の総額が膨らんでいるにもかかわらず、地方交付税の原資（国税5税の一定割合※）が不足しているため、近年では、国的一般会計からの加算や地方債（臨時財政対策債）の増発によって穴埋めされている。

※所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

#### (諸外国との比較)

- ・ アメリカを除く主要国においては、自治体間の財政力格差や財政需要格差を調整するため財政調整制度が設けられている。
  - 日本：国による垂直調整により自治体間の収入格差のみならず需要格差も是正
  - イギリス、フランス：国が税源の大宗を持った上で、基本的に全ての団体を対象にした（不交付団体をつくらないかたちで）国による垂直調整
  - ドイツ・スウェーデン：地方が国と同程度の財源を持った上で、国による垂直調整および自治体間の水平調整
- ・ 諸外国では、財政調整目的で交付される一般交付金の総額は、法律により規定（ドイツ、フランス）、または行政府の政策判断により毎年の額を決定（イギリス、スウェーデン）している。
- ・ 我が国では、法律に規定（国税5税の一定割合）されている一方で、地方財政計

画上の財源不足額を基礎として加算額が決定されてきており、法律と政策判断の両方により決定している。

- ・ 財政調整の手法は、一人当たりの税収等の財政力(歳入面)を考慮する手法(ドイツ、フランス、カナダ)と、行政コスト(需要面)を考慮する手法(イギリス、スウェーデン、日本)に大別できる。

なお、イギリスやスウェーデンでは、自治体間の相対的なコスト差を基準に交付金額を算定しており、日本のように、社会経済情勢の変化に伴い必要となる「標準的な行政水準」が変化すれば各自治体の基準財政需要を増加する仕組みではない。

### 3. 地方税制度

#### (地方税の構成等)

- ・ 我が国の地方税の構成は、道府県で所得課税61.1%、消費課税36.5%、資産課税等2.4%、市町村で所得課税42.7%、消費課税5.4%、資産課税等51.9%となっている。(平成23年度決算額)

諸外国の地方税は、資産課税を中心としているイギリス、フランス、アメリカ、カナダと、個人所得課税を中心としているスウェーデン、ドイツとに大きく二分されている。なお、連邦制国家の州税(ドイツ、アメリカ、カナダ)は、個人所得課税に加え消費課税の比重も大きくなっている。

- ・ 我が国の租税制度では、国税と地方税で課税ベースがかなり重複しているのが特徴となっている。諸外国では、中央政府と地方政府での課税ベースの棲み分けが進んでいるが、我が国では課税ベースが重複しているにもかかわらず、ドイツやカナダのような一体徴収は殆どなされていない。

\* 我が国では、消費税と地方消費税は国が、個人住民税は市町村が道府県税分を一体徴収している。

- ・ 我が国における地方税の一人当たりの税収額の格差は、最大の東京都と最小の沖縄県との間で2.5倍となっており、税目別では個人住民税で2.9倍、地方法人二税で5.3倍、地方消費税(清算後)で1.8倍、固定資産税で2.3倍の格差がある。(平成23年度決算額)

#### (税率の設定等)

- ・ 我が国では、国が地方税率について制限税率と標準税率を設定しているが、地方債発行を巡る枠組みや地方交付税制度における基準財政収入額が標準税率をベースに算出されるため、標準税率が事実上の下限として機能している。

こうした仕組みは、過度な地方債の発行を通じて将来の住民や他の地域の住民に税負担を転嫁することを避けるためとされている。また、自治体間の税率引き下げによる租税競争が激化すれば公共サービスの過小化をまねきかねないとの指摘もある。

なお、諸外国では、上位政府が法令等で地方税率の下限を設定している国は少なくないが、我が国のように政府による起債制限と財政調整の仕組みにより地方税率に下方硬直性が生じやすくなっている例は、他の主要国には見

当たらない。

- 連邦制国家であるアメリカ、カナダの州は、单一制国家の地方自治体に比べ、広範な課税権が付与されており、州税は州自らが州法により定めている。但し、輸出入税や間接税の禁止など一部に憲法の制限がある。

また、ドイツの州税は連邦法で規定されているが、州税に関する連邦法の制定には州の代表からなる連邦参議院の同意が必要とされている。

- 税率設定権は、ドイツの州を除く全ての国で、主要税目について認められているが、税率は自治体毎に異なる。

特にイギリス、スウェーデンの全ての自治体と、アメリカ、カナダの地方政府の多くは、一般会計の収支を地方税率の調整によって均衡させることが義務付けられており、自治体の歳出水準に応じ、税率は毎年変更される。

ただし、イギリスは国が自治体に対し税率制限を行う権限を有しており、制限を受けた自治体は歳出削減して収支を均衡させる必要がある。また、アメリカやカナダの地方政府も一部の州で州法による税率制限が課されている。

#### 4. 地方債制度

- 地方債の元利償還金は、国において各年度の地方財政計画に計上され、地方交付税制度を通じて償還財源が保障される仕組みとなっている。

- 地方債の発行は、地方分権一括法の施行に伴い平成18年度に「許可制」から「事前協議制」へ移行し、公的資金の借り入れや元利償還金の地方財政計画への算入は同意が得られた地方債についてのみ認められている。

なお、国は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表している。

- 国による関与の特例として、赤字団体、実質公債比率の高い団体、標準税率未満の団体などは許可を受けなければならないことになっている。

なお、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年に施行された。

- 地方財政における借入金残高は、平成25年度末で201兆円と見込まれている。その内訳は、交付税特別会計借入金残高（地方負担分）33兆円、公営企業債残高（普通会計負担分）22兆円、地方債残高145兆円（うち臨時財政対策債45兆円）となっている。減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度から2.9倍、131兆円の増となっている。

- 諸外国では、フランスは事前許可制度、イギリスは中央政府による起債許可制度、連邦制国家であるドイツ、アメリカ、カナダは州政府が市町村等の地方債発行を許可の対象としている。

しかし、これらの国における中央政府や州政府による起債許可の条件には、市町村等が地方税率を一定水準以上に維持することは含まれておらず、我が国のように標準税率制度が地方債制度と連動したかたちにはなっていない。

## II 論点

### (役割分担・税体系)

- ・ 国、道州、基礎自治体における税財政制度の検討にあっては、財源と権限はセットで考えるべきであり、それぞれの役割と権限に見合った財源を確保できるよう、まずは役割分担を明確にした上で、受益と負担の関係にも着目し、税源配分すべきではないか。
- ・ ナショナルミニマムの確保など国が最終的に責任をもつべき制度については、その財源保障は税源移譲ではなく、国からの負担金・交付金によるべきか。

また、財政の所得再分配機能や景気対策の役割をどこが担うかによって、国・道州・基礎自治体への税目の割り振りが変わりうるのではないか。

- ・ 住民に身近な行政サービスを提供する基礎的自治体や広域行政を担う道州が財政的に自立し必要な財源を確保するために、消費税を地方の基幹税にするなど、偏在性が小さく安定性を備えた税体系の構築が必要ではないか。
- ・ 我が国では、国税・地方税で課税ベースがかなり重複していることから、その再構築の検討とあわせて、地方歳入庁の創設や国税・地方税の一体徴収、特別徴収の推進など国・地方を通じた徴税組織・徴収方法を検討することで、納税者利便の向上とともに、徴税コストの効率化を図るべきではないか。

[参考] 税務職員数(H23年度)：国税庁 56,293、都道府県 18,170、市町村 53,734

- ・ 国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるか。道州・基礎自治体が自立した自治体となるためには、国、道州、基礎自治体の望ましい税体系（基幹税目）はどのようなものと考えられるか。

### (課税自主権)

- ・ 道州、基礎自治体において自主性、自立性を発揮するため、税率設定など課税自主権をどこまで認めるのか。課税自主権を拡大した場合、税制の仕組みが混乱し、国と地方、道州や基礎自治体の間で、租税競争や二重課税の調整など課税権を巡る争いが生じる恐れはないか。また、課税自主権の尊重と公平な財政調整の仕組みのあり方についてどう考えるか。

なお、租税法定主義のもとにおいて、地方分権や地方自治の観点から地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するためには、関係法令の抜本的な見直しが必要ではないかとの意見がある。（参考）「神奈川県臨時特例企業税に係る訴訟判決」参照

### (財政調整)

- ・ 都市部に税源が偏在している現状を踏まえ、道州間および道州内の財政調整制度はどのようなものにすべきか。

我が国のように一人当たりの税収に大きな地域間格差がある場合は、道州

間の水平的な財政調整制度は、道州間での争いが生じるおそれがあるが、上手く機能するか。

また、道州内の基礎自治体に対する財政調整は、道州による垂直調整または大都市を中心とする水平調整で上手く機能するか。もしくは、国による全国的な財政調整が必要か。

#### (国債、地方債等)

- ・ 道州、基礎自治体における地方債発行の仕組みはどうにするべきか。また、現在のような事実上の国の保障がなくても、市場からの安定的な資金調達は果たして可能か。
- ・ 国から道州に、都道府県から市町村に、その事務・権限のほとんど移譲した場合に、1,000兆円(うち国債残高 約830兆円)を超える国の債務や都道府県の地方債償還の取扱いはどうするのか。

道州が国の資産を買い取り、その債務を償還するとの意見があるが果たして可能か。その場合は、都道府県と市町村においても同様とするのか。

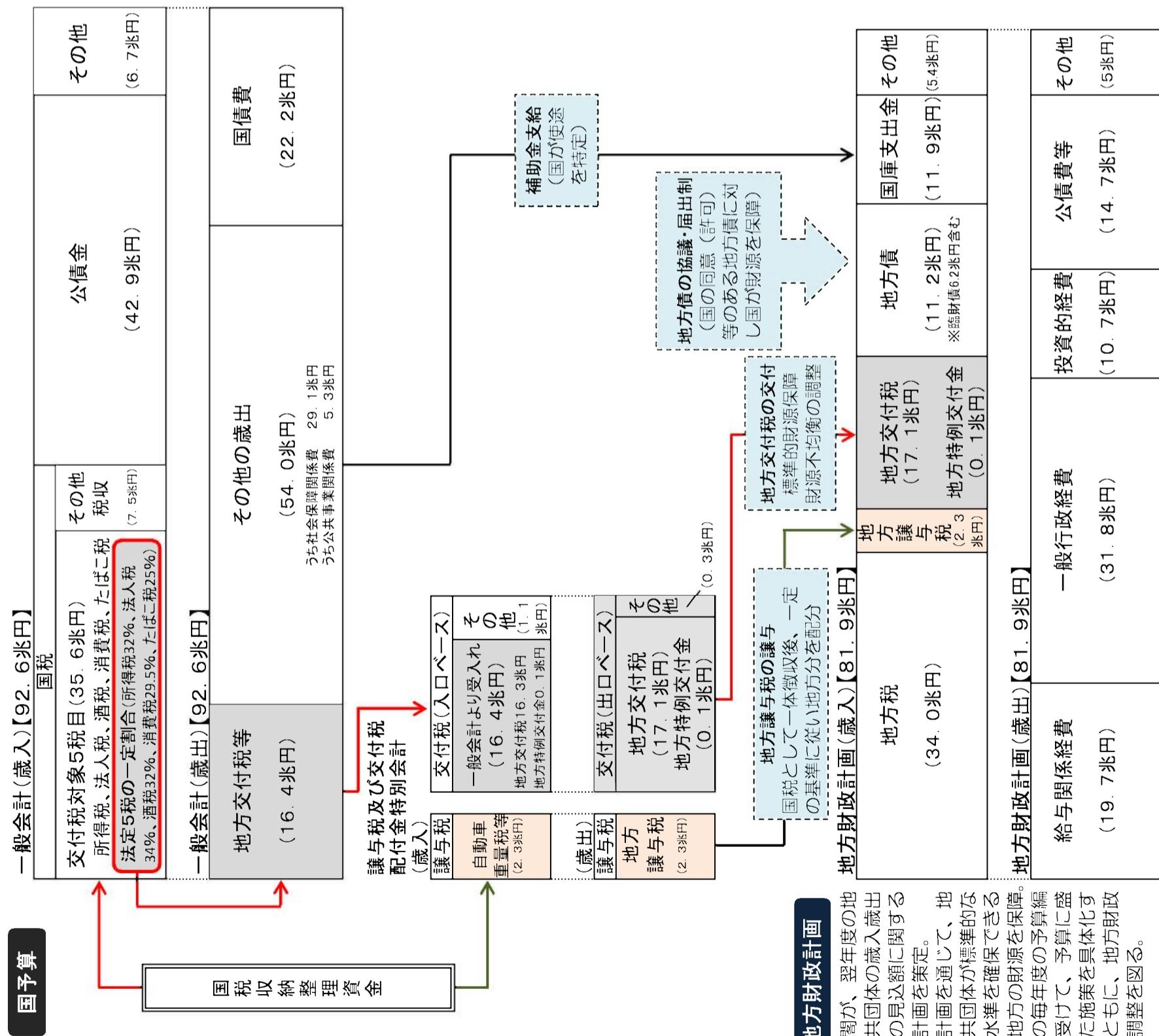
逆に、債権者保護の観点から国が引き続き償還事務を行う場合には、国に安定的な償還財源を残す必要があると思われ、道州への財源移譲が進まないのではないか。

- ・ 国から事務・権限の大幅な移譲に応じて、それに係る特別会計のあり方について見直しが必要ではないか。

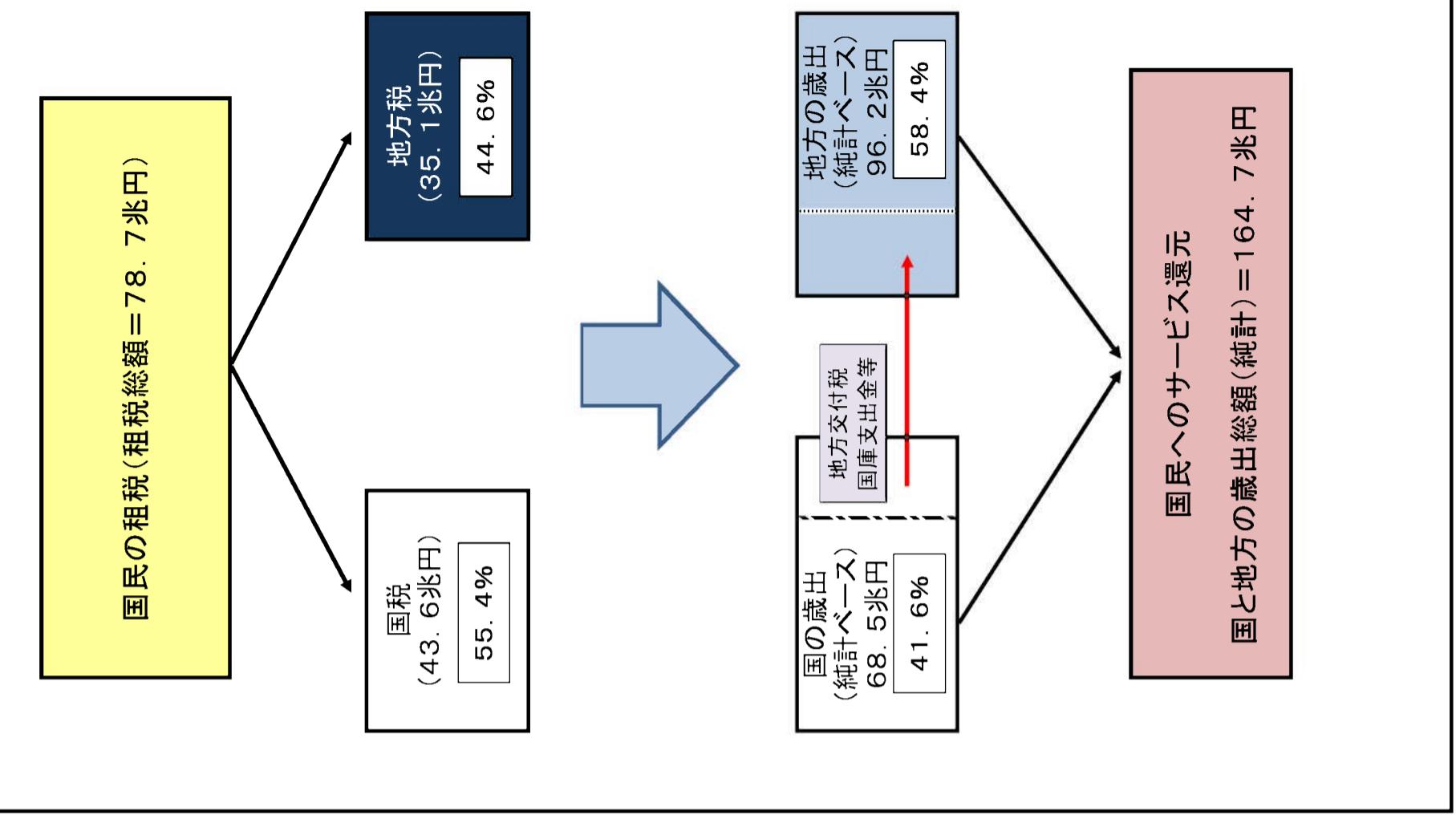
# 地方財政制度の現状

地方財政全体は、地方財政計画において総額として確保される。個別の自治体は、地方税のほかに、地方交付税、地方債を通じて地方財源が保障されている。

## 1. 国の予算と地方財政計画との関係(平成25年度当初)



## 2. 国・地方間の財源分配について(平成23年度)



## 諸外国との税制等の比較

国名	アメリカ		カナダ		ドイツ		フランス		イギリス		スウェーデン		日本				
	連邦制国家		連邦制国家		連邦制国家		連邦制国家		連邦制国家		連邦制国家		单一制国家				
財源配分	州税 地方税	50.8% 27.5% 21.6%	州税 地方税	44.7% 43.2% 12.0%	州税 州税 地方政府	52.3% 34.7% 13.0%	州税 州税 地方政府	52.5% 34.7% 13.0%	國稅 地方稅 ※州稅含む	93.7% 6.3% 17.5%※	國稅 地方稅 ※州稅含む	52.8% 47.2%	國稅 地方稅 5.5.0%				
地方自治体歳入の内に占める税収割合	州 地方政府	4.3% 3.3%	州 地方政府	4.3% 3.3%	州 地方政府	6.5%	州 地方政府	5.8% 3.2%	州町村	5.8% 3.9%	州町村	7.2%	州町村 7.2%				
課税自主権	州 地方政府	・州税は州法で規定され ・広範な課税権をもつ (一部憲法による規制あり)	州 地方政府	・州税は州法で規定され ・広範な課税権による規制あり)	州 地方政府	・州法により規定	州 地方政府	・州法による規定 ・法定外税導入が認められるが導入割合は低い	州町村	・州税は連邦法で規定 (州税には連邦法による課税権がある連邦法の規定には州代表院からの同意が必要)	州町村	・法定外税導入が認められるが導入割合は低い	・法定外税導入が認められて いるが導入なし				
主な税目	税率設定権	○ ・法定標準税率なし ・国による税率制限なし	○ ・法定標準税率なし ・州による税率制限の規定あり	○ ・法定標準税率なし ・州による税率制限の規定あり	○ ・法定標準税率なし ・州による税率制限の規定あり	○ ・法定標準税率なし ・州による税率制限の規定あり	○ ・法定標準税率なし ・州による税率制限なし										
歳入府等の有無(国等による一括徴収の有無)	地方政府	（課税ベースの複数が進んでいます） 【国税】個人所得税、法人所得税、財貨・サービス税 【州税】個人所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、遺産税・贈与税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、共通壳上税、財産税 【地方税】財産税 【地方税】小売売上税、財産税	（課税ベースの複数が進んでいます） 【国税】個人所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、遺産税・贈与税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、共通壳上税、財産税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、個別間接税 【地方税】小売売上税、財産税														
地方政府	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり	（起債に係る関与等） ・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり			

参考>財務省財務総合政策研究所「地方財政システムの国際比較について」(平成14年6月)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(平成18年12月)  
日本総研「国税・地方税・社会保険料徴収機関分立の問題と改革試案」(平成18年6月)、総務省HP「地方政府「地方税収等の現況」

38

## 諸外国の財政調整制度

		日本	英國	フランス	ドイツ	スウェーデン
税収の中央・地方比 (実額:中央/地方)	57:43 55兆円/41兆円	3,205億ポンド／202億ポンド	3,744億ユーロ／796億ユーロ	2,324億ユーロ／2,234億ユーロ	5,090億クローナ／4,198億クローナ	55:45
一人当たり税収 (最大／最小)	3.2倍 1.5倍	1.5倍	1.8倍	2倍 [5.4倍]	2倍 [5.4倍]	1.4倍
調整額	17.0兆円	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ	552億クローナ	
対中央政府支出比	21.0%	7.0%	9.2%	0.8%	6.4%	
中央政府支出	80.8兆円	5,006億ポンド	4,044億ユーロ	3,247億ユーロ	8,671億クローナ	
総額 ルール	国税5税率の一定割合	—	物価上昇率 + 実質GDP伸び率 × 50%	配分額の積上げ	—	
垂直調整制度 決定方法	地財計画上の財源不足額を基礎として加算額を決定。	国の策定する公共支出計画において、中央政府の財政政策上の要請を踏まえつつ決定。	—	—	国の予算編成のシーリングの中心で、中央政府の財政上の観点を勘案しつつ決定。	
財政調整制度 配分方法	【財政力・需要調整】各自治体ごとに相対需要額と基準財政収入額を計算し、その差額を配分。	【財政力調整】各自治体ごとに相対需要額と相対財源額等を計算し、その差額等を配分。	①人口、②一人当たり財政力、③財政努力、等の指標により配分。	【財政力調整】一人当たり財政力が全国平均比99.5%に満たない州へ、99.5%を下回る部分の77.5%の交付金を交付。	【財政力調整】一人当たり課税所得が全国平均比115%(県110%)を下回る団体へ国が交付金を交付。	
調整額 対地方政府支出比	—	—	—	182億ユーロ	115億クローナ	
地方政府支出	72.9兆円	1,603億ポンド	1,875億ユーロ	4,500億ユーロ	6,617億クローナ	
水平調整制度 配分方法	—	—	—	4.0%	1.7%	
GDP(2005) (円換算値)	501兆円	1兆2,245億ポンド (245兆円)	1兆7,100億ユーロ (234兆円)	2兆2,410億ユーロ (307兆円)	2兆6,705億クローナ (39兆円)	

(注1)税収の中央・地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics(2004年の計数)から作成(ドイツの税は更に上位地方税として整理した場合の比率は88.12%)。日本は2007年度予算ベース。

(注2)各国の一人当たり税収(層大/層小)の値の算出方法は以下の通り(内は比較対象となる団体)。

日本:2005年度決算(超過課税分除く)による比較(都道府県)、英国:2005年度歳入援助交付金第5段階による比較(カウンティ及びロンドン市)、

フランス:2006年度予算の不動産税及び職業税の累積ベースによる比較(レジオナルのないコルシカを除く)、ドイツ:2005年の付加価値税配分前の税収による比較(旧西独州、「」内は旧東独州を含む全州)。

(注3)各国の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度等は以下による。

日本(2005年度決算)地方交付税、英國(財務省資料)歳入援助交付金、フランス(内務省資料)経常費総合交付金、

ドイツ(財務省資料)垂直調整額は連邦補充交付金、特別需要交付金との合計は46億ユーロ(「中央政府支出比4.5%」)、水平調整額は付加価値税の州間配分額(補足的配分部分)に外債調整交付金額を加えた額、

スウェーデン(地方政府運営会員資本)垂直調整額は歳入平衛負担金と費用平衛負担金の合計。

(注4)中央政府支出及び地方政府支出は内閣府平成17年度国民経済計算確報による2005年度の計数。

(注5)日本の中央政府支出は道路關係四公団の民営化に伴う資本・負債承継の影響を除外した値。

(注6)GDPの円換算値は2005年の対円レート(ボンド2001年7月、ユーロ:136.9円、クローナ:14,753円)による。

府県・政令市の財政比較(普通会計決算(平成23年度))

<府県>

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
歳入総額	497,019,184	100.0%	913,365,113	100.0%	2,847,193,057	100.0%	2,160,373,009	100.0%
地方税	149,076,058	30.0%	263,236,273	28.8%	970,208,279	34.1%	565,021,137	26.2%
地方交付税	113,164,954	22.8%	173,002,387	18.9%	297,271,924	10.4%	320,660,175	14.8%
国庫支出金	59,248,056	11.9%	94,696,173	10.4%	248,536,138	8.7%	209,368,003	9.7%
地方債	75,951,236	15.3%	146,635,200	16.1%	388,175,895	13.6%	338,467,423	15.7%
その他	99,578,880	20.0%	235,795,080	25.8%	942,900,821	33.1%	726,856,271	33.6%
歳出総額	492,200,848	100.0%	906,717,766	100.0%	2,820,265,795	100.0%	2,150,448,460	100.0%
義務的経費	257,091,987	52.2%	399,354,032	44.0%	1,213,161,682	43.0%	859,638,630	41.8%
人件費	169,237,399	34.4%	283,991,845	31.3%	823,701,194	29.2%	565,938,962	26.3%
扶助費	9,188,583	1.9%	13,777,235	1.5%	45,120,309	1.6%	29,585,627	1.4%
公債費	78,666,005	16.0%	101,584,952	11.2%	344,940,119	12.2%	304,114,041	14.1%
投資的経費	60,477,307	12.3%	99,045,508	10.9%	177,487,942	6.3%	249,938,093	11.6%
うち普通建設事業費	60,299,125	12.3%	98,033,464	10.8%	177,309,134	6.3%	234,877,365	10.9%
その他の経費	174,631,554	35.5%	408,318,226	45.0%	1,429,016,171	50.7%	1,000,871,737	46.5%
実質収支	1,272,551		499,612		12,412,781		731,088	
標準財政規模	311,638,239		510,357,074		1,516,143,929		1,038,680,739	
地方債現在高	1,015,105,391		1,678,143,545		5,409,778,131		4,183,237,817	
住民一人当たり	728		660		623		751	
地方債現在高							773	
積立金 財政調整基金	9,849,502		20,909		139,155,697		329,306	
減債基金	8,590,848		—		26,135,365		—	
その他特定目的基金	49,984,547		57,880,287		162,304,543		99,331,038	
財政力指数	0.54		0.57		0.72		0.59	
経常収支比率	93.8		95.4		97.0		99.3	
実質公債費比率	16.1		14.2		18.4		19.5	
将来負担比率	229.4		255.6		254.7		351.7	
人口(人)	1,394,472		2,542,740		8,679,933		5,572,405	
(H24.3.31現在)							1,401,243	
面積(km <sup>2</sup> )	3,766,90		4,613,21		1,899,28		8,395,16	
職員数(人)	—		—		—		—	
一般職員	4,217		6,116		12,719		10,054	
警察官	2,238		6,502		21,308		11,414	
教育公務員	10,753		15,851		48,532		34,309	
合計	17,208		28,469		82,559		55,837	
黒民県内総生産(名目)百万円	6,013,854		9,372,569		36,384,314		18,346,170	
経済(H22)	3,269		2,726		2,821		2,687	
1人当たり県民所得(千円)							2,486	

## &lt;政令市&gt;

市町村(政令市除く)主要財政指標の府県別平均(※単純平均)									
	京都市	大阪市	堺市	神戸市	構成比	構成比	構成比	構成比	将来負担比率
歳入総額	765,828,272	100.0%	1,651,156,490	100.0%	354,388,375	100.0%	748,719,154	100.0%	95.8
地方税	248,619,923	32.5%	636,066,246	38.5%	132,616,382	37.4%	269,848,203	36.0%	60.0
地方交付税	63,993,452	8.4%	54,194,825	3.3%	21,875,162	6.2%	73,743,222	9.8%	97.1
匡庫支出金	117,648,022	15.4%	344,393,677	20.9%	77,007,628	21.7%	124,295,726	16.6%	110.0
都道府県支出金	28,441,205	3.7%	50,902,877	3.1%	15,877,485	4.5%	27,472,799	3.7%	71.5
地方債	90,941,787	11.9%	164,084,100	9.9%	58,302,820	16.5%	70,108,000	9.4%	118.8
その他	216,183,883	28.2%	401,524,765	24.3%	49,108,898	13.8%	183,251,204	24.5%	120.0
歳出総額	759,489,311	100.0%	1,649,897,364	100.0%	351,950,473	100.0%	742,317,803	100.0%	91.1
義務的経費	383,302,381	50.5%	975,500,020	59.1%	188,439,475	53.5%	430,120,367	57.9%	133.9
人件費	117,988,094	15.5%	241,496,660	14.6%	52,450,988	14.3%	125,222,303	16.9%	74.9
扶助費	180,688,105	23.8%	496,849,933	30.1%	104,750,222	29.8%	174,069,197	23.4%	77.9
公債費	84,626,182	11.1%	237,153,427	14.4%	31,238,265	8.9%	130,828,867	17.6%	27.4
投資的経費	64,763,818	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%	
うち普通建設事業費	64,392,397	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%	
その他の経費	311,423,112	41.0%	584,309,323	35.4%	119,011,356	33.8%	234,387,394	31.6%	
実質収支	1,448,165		432,595		932,048		2,206,602		
標準財政規模	349,448,352		751,596,404		183,401,846		383,451,953		
地方債現在高	1,220,125,279		2,745,021,486		330,349,598		1,145,033,858		
住民一人当たり	883		1,079		394		757		
積立金現在高	36,304,282		96,491,664		34,237,446		24,534,325		
財政調整基金	377,591		—		1,796,800		421,381		
減債基金	2,653,800		54,918,346		2,057,249		24,371,288		
その他特定目的基金	7,075		0.91		0.83		0.73		
財政力指数	98.8		99.5		95.5		96.1		
実質公債費比率	13.7		10.0		4.9		12.1		
将来負担比率	237.2		199.9		52.8		152.6		
人口(人)(H24.3.31現在)	1,382,113		2,543,137		538,675		1,512,109		
面積(km <sup>2</sup> )	827.90		223.00		149.99		532.26		
一般職員	10,365		21,949		4,598		10,632		
うち消防職員	1,826		3,385		908		1,453		
教育公務員	733		1,957		311		955		
計	11,098		23,906		4,909		11,587		

(注) 実質収支・単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まつ ている財源を差し引いたもの
標準財政規模・標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の規模
財政力指標:地方交付税の算定に用いる基準財政需要額(基本的な財政需 要)に対する基準財政収入額(基本的な収入)の割合の過去3 年間の平均値
経常収支比率:人件費や施設維持費などの経常的な経費に、府税、普通交 付税などの経常的な収入がどの程度充当されたかを示したもの
実質公債費比率:地方公共団体の借入金(地元債)の返済額(公債費)の 大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で 表したもの
将来負担比率:地方公共団体の借入金(地元債)など現在抱えている負債 の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で 表したもの
県内総生産:国内総生産(GDP)の都道府県版で、企業や個人が年度内に新た に生み出したモノやサービスの価値を金額で表したもの
県民所得:県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したもの

府県税の状況(普通会計決算(平成23年度))

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県		
				構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0
法定普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0
道府県民税	57,315,313	38.4	104,779,110	39.8	383,372,647	39.5	234,782,868	41.6	53,672,787	45.9	32,340,759	38.1	16,960,093	33.6
個人均等割	1,193,650	0.8	1,126,596	0.4	3,800,974	0.4	4,514,940	0.8	891,953	0.8	647,389	0.8	412,737	0.8
所得割	45,125,880	30.3	84,000,634	31.9	286,873,011	29.6	193,095,733	34.2	45,687,459	39.1	25,564,475	30.1	13,715,343	27.2
法人均等割	1,612,394	1.1	2,780,460	1.1	15,604,600	1.6	4,768,347	0.8	1,136,068	1.0	1,089,186	1.3	773,377	1.5
法人税割	7,515,953	5.0	11,929,653	4.5	59,049,470	6.1	21,818,431	3.9	2,886,770	2.5	3,332,630	3.9	1,456,928	2.9
利子割	1,102,381	0.7	3,022,367	1.1	10,777,415	1.1	5,251,162	0.9	1,562,761	1.3	1,019,058	1.2	398,374	0.8
配当割	620,486	0.4	1,559,598	0.6	5,941,644	0.6	4,329,251	0.8	1,217,127	1.0	569,743	0.7	167,918	0.3
株式等譲渡所得割	144,569	0.1	359,802	0.1	1,325,533	0.1	1,005,004	0.2	290,649	0.2	118,278	0.1	35,416	0.1
事業税	27,838,651	18.7	47,947,825	18.2	208,403,002	21.5	88,570,194	15.7	11,892,723	10.2	12,488,416	14.7	6,671,527	13.2
個人人分	1,226,983	0.8	3,443,859	1.3	14,342,744	1.5	6,401,684	1.1	1,180,568	1.0	910,624	1.1	365,552	0.7
法人人分	26,611,668	17.9	44,503,366	16.9	194,060,258	20.0	82,348,510	14.6	10,712,155	9.2	11,577,792	13.6	6,305,975	12.5
地方消費税	23,507,423	15.8	53,649,066	20.4	188,297,479	19.4	103,028,291	18.2	21,396,194	18.3	17,084,156	20.1	11,350,602	22.5
不動産取得税	3,312,074	2.2	7,711,697	2.9	29,572,464	3.0	15,062,193	2.7	2,586,291	2.2	1,943,916	2.3	1,068,487	2.1
道府県たばこ税	3,007,160	2.0	5,470,868	2.1	23,679,470	2.4	11,300,375	2.0	2,467,457	2.1	2,272,641	2.7	1,254,131	2.5
ゴルフ場利用税	1,255,434	0.8	922,478	0.4	1,609,919	0.2	4,519,235	0.8	954,591	0.8	445,368	0.5	131,726	0.3
自動車取得税	2,018,817	1.4	3,088,469	1.2	9,691,107	1.0	6,813,549	1.2	1,598,611	1.4	1,256,694	1.5	761,764	1.5
軽油引取税	12,087,489	8.1	12,933,901	4.9	44,018,107	4.5	37,373,559	6.6	5,755,970	4.9	5,354,527	6.3	5,012,423	9.9
自動車税	18,647,685	12.5	26,596,316	10.1	81,490,304	8.4	63,322,352	11.2	16,416,019	14.0	11,766,711	13.8	7,250,855	14.4
氯化水素税	8,603	0.0	1,274	0.0	128	0.0	4,706	0.0	895	0.0	252	0.0	752	0.0
固定資産税特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法定外普通税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
目的税	61,270	0.0	92,300	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	127,994	0.1	39,173	0.0	20,057	0.0
法定目的税	22,586	0.0	32,095	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0
狩獵税	22,586	0.0	32,095	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0
法定外目的税	38,684	0.0	60,805	0.0	-	-	-	-	108,544	0.1	-	-	5,347	0.0
旧法による税	16,139	0.0	2,369	0.0	62,842	0.0	5,328	0.0	16,200	0.0	-	-	204	0.0
合計	149,076,058	100.0	263,286,273	100.0	970,208,279	100.0	565,021,137	100.0	116,885,732	100.0	84,992,613	100.0	50,482,621	100.0
利子割交付金	614,643	1,372,845	5,444,915	2,887,576	900,915	582,465	225,622	445,416	723,419	338,025	99,935	310,654	-	
配当割交付金	368,488	927,453	3,533,135	2,574,541	598,397	172,422	70,216	21,030	10,842,384	8,567,062	5,674,399	7,183,487	-	
株式等譲渡所得割交付金	85,816	213,649	787,753	92,944,873	50,672,195	3,183,051	669,795	320,234	-	-	92,432	214,892	-	
地方消費税交付金	11,717,180	26,721,120	1,137,763	1,015,743	5,121,949	1,079,915	829,816	-	-	-	523,173	624,667	-	
ゴルフ場利用税交付金	886,482	654,183	2,417,728	3,913,937	6,392,677	-	-	-	-	-	-	-	-	
特別地方消費税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自動車取得税交付金	1,310,210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
軽油引取税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	14,982,819	36,281,304	128,382,889	71,430,605	14,388,850	10,707,818	6,636,491	9,544,570	-	-	-	-	-	

市町村税の状況(府県別・普通会計決算(平成23年度))

滋賀県										兵庫県				奈良県				和歌山県				鳥取県				徳島県			
		13市6町		1政令市 14市1町村		1政令市 31市10町村		2政令市 28市12町		1政令市 28市12町		12市27町村		構成比		9市21町村		構成比		4市15町村		構成比		8市16町村		構成比			
市町村民税 個人分		248,619,923	100.0	768,632,628	100.0	269,848,203	100.0																						
市町村民税 法人分		76,367,252	30.7	169,439,574	22.0	87,361,830	32.4																						
市町村民税 固定資産税		28,485,427	11.5	126,381,629	16.4	27,222,644	10.1																						
市町村たばこ税		102,819,553	41.4	338,499,518	44.0	113,136,897	41.9																						
都市計画税		9,943,714	4.0	35,397,831	4.6	10,021,636	3.7																						
その他		0.0	31,449	0.0	5,925	0.0																							
市 計	201,097,304	100.0	133,686,145	100.0	736,024,076	100.0	584,319,421	100.0	139,178,541	100.0	105,624,651	100.0	51,820,217	100.0	81,353,324	100.0													
市町村民税 個人分	66,383,961	33.1	47,328,730	35.4	263,512,401	35.8	199,388,219	34.1	56,912,609	40.9	32,632,667	30.9	16,947,001	32.7	23,784,678	29.2													
市町村民税 法人分	21,275,889	10.6	10,171,935	7.6	52,376,185	7.1	42,237,808	7.2	8,830,652	6.3	9,564,643	9.1	4,851,150	9.4	8,723,030	10.7													
市町村民税 固定資産税	91,224,703	45.4	61,747,522	46.2	308,067,740	41.9	262,546,058	44.9	56,369,221	40.6	47,621,458	45.1	25,239,159	48.7	40,520,361	49.8													
市町村たばこ税	8,679,507	4.3	6,011,766	4.5	35,632,529	4.8	23,172,468	4.0	6,095,938	4.4	5,625,001	5.3	3,041,958	5.9	3,975,419	4.9													
特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	33,863	0.0	76	0.0	0.0	0.0	424	0.0	0.0	0.0	41,696	0.1													
都市計画税	9,179,706	4.6	6,647,683	5.0	64,280,305	8.7	43,100,520	7.4	8,277,476	5.9	6,353,857	6.0	720,697	1.4	2,922,583	3.6													
その他	4,133,759	2.1	1,749,238	1.3	12,121,053	1.6	13,874,212	2.4	2,492,645	1.8	3,816,601	3.6	1,020,252	2.0	1,385,497	1.7													
13.318,911	100.0	19,263,610	100.0	24,723,400	100.0	34,273,681	100.0	31,126,115	100.0	23,256,664	100.0	15,176,319	100.0	20,846,211	100.0														
市町村民税 個人分	3,168,303	23.8	5,937,545	30.8	9,035,940	36.5	10,791,113	31.5	13,496,968	43.4	7,042,644	30.3	4,471,246	29.5	6,978,534	33.5													
市町村民税 法人分	1,904,630	14.3	1,476,828	7.7	1,408,805	5.7	2,484,711	7.2	1,399,008	4.5	1,198,185	5.2	700,116	4.6	1,335,617	6.4													
市町村民税 固定資産税	7,479,723	56.2	9,977,038	51.8	11,709,334	47.4	17,972,468	52.4	13,651,101	43.9	12,408,135	53.4	8,668,847	57.1	10,667,862	51.2													
市町村たばこ税	553,091	4.2	842,284	4.4	1,672,502	6.8	1,499,300	4.4	1,480,457	4.8	1,352,277	5.8	807,470	5.3	1,287,007	6.2													
特別土地保有税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50	0.0	10,240	0.0	500	0.0	0.0	0.0	56,868	0.3													
都市計画税	0.0	745,760	3.9	556,237	2.4	905,542	2.6	570,801	1.8	300,278	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	39,395	0.2												
その他	213,164	1.6	282,215	1.5	300,582	1.2	620,197	1.8	517,540	1.7	934,645	4.1	528,640	3.5	480,928	2.3													
214,416,215	100.0	401,569,738	100.0	1,529,460,104	100.0	888,441,305	100.0	170,304,656	100.0	128,881,315	100.0	66,996,536	100.0	102,199,535	100.0														
市町村民税 個人分	69,752,264	32.5	129,633,527	32.3	441,977,915	28.9	297,541,222	33.5	70,409,577	41.3	39,685,311	30.8	21,418,247	32.0	30,763,212	30.1													
市町村民税 法人分	23,180,519	10.8	40,136,190	10.0	180,166,619	11.8	71,945,163	8.1	10,229,660	6.0	10,762,828	8.4	5,551,266	8.3	10,058,707	9.8													
市町村民税 固定資産税	98,704,426	46.0	174,571,113	43.5	658,276,592	43.0	393,655,423	44.3	70,220,322	41.2	60,029,593	46.6	33,908,006	50.6	51,188,223	50.1													
市町村たばこ税	9,232,598	4.3	16,797,764	4.2	72,702,862	4.8	34,693,404	3.9	7,576,395	4.4	6,977,278	5.4	3,849,428	5.7	5,262,426	5.1													
特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	65,312	0.0	6,051	0.0	10,240	0.0	924	0.0	0.0	0.0	98,564	0.1													
都市計画税	9,179,706	4.3	30,221,046	7.5	132,595,269	8.7	66,514,073	7.5	8,848,277	5.2	6,634,135	5.2	720,697	1.1	2,961,978	2.9													
その他	4,346,923	2.0	10,207,827	2.5	43,645,535	2.9	24,085,969	2.7	3,010,185	1.8	4,771,246	3.7					1,866,425	1.8											

## 関西の市町村の財政指標等

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km2)	政令指定都市	中核市	特例市
滋賀県	大津市	0.81	88.4	10.0	53.5	337,634	464.10		○	
滋賀県	彦根市	0.75	90.6	14.2	71.5	112,156	196.84			
滋賀県	長浜市	0.59	82.7	12.9	-	124,131	680.79			
滋賀県	近江八幡市	0.68	80.5	8.5	-	81,738	177.39			
滋賀県	草津市	0.93	88.3	5.9	-	130,874	67.92			
滋賀県	守山市	0.86	85.5	7.8	-	76,560	55.73			
滋賀県	栗東市	1.01	93.9	19.9	281.8	63,655	52.75			
滋賀県	甲賀市	0.76	83.5	14.8	80.5	92,704	481.69			
滋賀県	野洲市	0.82	91.1	16.0	76.9	49,955	80.15			
滋賀県	湖南市	0.91	91.7	12.3	64.9	54,614	70.49			
滋賀県	高島市	0.42	88.4	15.9	151.8	52,486	693.00			
滋賀県	東近江市	0.71	83.1	11.5	49.4	115,479	388.58			
滋賀県	米原市	0.57	81.8	13.4	31.5	40,060	250.46			
滋賀県	日野町	0.69	81.8	12.7	91.5	22,870	117.63			
滋賀県	竜王町	1.03	89.9	18.4	122.9	12,916	44.52			
滋賀県	愛荘町	0.62	79.5	15.3	-	20,118	37.95			
滋賀県	豊郷町	0.41	84.8	6.3	-	7,566	7.82			
滋賀県	甲良町	0.41	92.7	11.8	1.4	7,500	13.62			
滋賀県	多賀町	0.66	81.4	7.4	24.1	7,761	135.93			
京都府	京都市	0.75	98.8	13.7	237.2	1,474,015	827.90	○		
京都府	福知山市	0.53	86.0	11.9	139.3	79,652	552.57			
京都府	舞鶴市	0.72	84.4	10.4	75.3	88,669	342.35			
京都府	綾部市	0.49	88.7	14.8	44.0	35,836	347.11			
京都府	宇治市	0.82	90.1	4.5	-	189,609	67.55			
京都府	宮津市	0.42	91.4	16.4	236.0	19,948	169.32			
京都府	亀岡市	0.59	94.7	14.1	151.4	92,399	224.90			
京都府	城陽市	0.67	97.7	14.6	105.7	80,037	32.74			
京都府	向日市	0.71	95.8	3.5	13.8	54,328	7.67			
京都府	長岡京市	0.85	93.8	4.0	15.5	79,844	19.18			
京都府	八幡市	0.69	95.2	2.6	30.9	74,227	24.37			
京都府	京田辺市	0.76	92.1	6.8	-	67,910	42.94			
京都府	京丹後市	0.35	90.7	15.7	110.2	59,038	501.84			
京都府	南丹市	0.35	91.7	18.9	145.5	35,214	616.31			
京都府	木津川市	0.67	91.4	12.8	79.8	69,761	85.12			
京都府	大山崎町	0.86	97.1	10.8	86.9	15,121	5.97			
京都府	久御山町	1.12	94.7	2.9	-	15,914	13.86			
京都府	井手町	0.47	108.2	4.4	-	8,447	18.02			
京都府	宇治田原町	0.67	89.9	10.5	-	9,711	58.26			
京都府	笠置町	0.26	106.9	18.4	39.3	1,626	23.57			
京都府	和束町	0.22	89.1	18.7	130.8	4,482	64.87			
京都府	精華町	0.70	89.4	15.8	150.9	35,630	25.66			
京都府	南山城村	0.27	89.2	16.8	97.9	3,078	64.21			
京都府	京丹波町	0.29	81.8	15.3	143.7	15,732	303.07			
京都府	伊根町	0.12	85.8	10.8	-	2,410	62.00			
京都府	与謝野町	0.32	87.0	16.4	150.6	23,454	107.04			
大阪府	大阪市	0.91	99.5	10.0	199.9	2,665,314	223.00	○		
大阪府	堺市	0.83	95.5	4.9	52.8	841,966	149.99	○		
大阪府	岸和田市	0.58	97.3	14.4	119.4	199,234	72.32			○
大阪府	豊中市	0.93	96.0	10.8	51.2	389,341	36.38		○	
大阪府	池田市	0.86	101.4	7.2	82.1	104,229	22.09			
大阪府	吹田市	1.01	102.3	0.4	-	355,798	36.11			○
大阪府	泉大津市	0.71	99.4	18.7	194.0	77,548	13.36			
大阪府	高槻市	0.78	91.5	▲ 0.1	-	357,359	105.31		○	
大阪府	貝塚市	0.69	99.5	13.8	104.6	90,519	43.99			
大阪府	守口市	0.79	101.0	7.7	86.9	146,697	12.73			
大阪府	枚方市	0.83	89.4	1.0	8.2	407,978	65.08			○
大阪府	茨木市	0.96	86.2	▲ 0.5	-	274,822	76.52			○
大阪府	八尾市	0.76	95.6	6.7	53.9	271,460	41.71			○
大阪府	泉佐野市	0.97	103.6	21.2	364.9	100,801	56.36			
大阪府	富田林市	0.65	94.2	1.7	-	119,576	39.66			
大阪府	寝屋川市	0.68	94.3	4.3	7.4	238,204	24.73			○
大阪府	河内長野市	0.66	97.7	10.6	-	112,490	109.61			
大阪府	松原市	0.60	99.2	9.0	120.1	124,594	16.66			
大阪府	大東市	0.82	88.3	2.7	20.0	127,534	18.27			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km2)	政令指定都市	中核市	特例市
大阪府	和泉市	0.70	94.1	4.8	41.8	184,988	84.98			
大阪府	箕面市	0.99	94.8	4.9	-	129,895	47.84			
大阪府	柏原市	0.67	92.3	9.5	58.7	74,773	25.39			
大阪府	羽曳野市	0.59	94.5	10.7	116.6	117,681	26.44			
大阪府	門真市	0.72	98.7	7.0	47.3	130,282	12.28			
大阪府	摂津市	1.06	99.4	7.9	-	83,720	14.88			
大阪府	高石市	0.87	95.6	14.7	248.4	59,572	11.35			
大阪府	藤井寺市	0.62	97.6	6.1	48.7	66,165	8.89			
大阪府	東大阪市	0.75	95.7	7.8	43.9	509,533	61.81	○		
大阪府	泉南市	0.76	92.0	9.9	166.1	64,403	48.83			
大阪府	四條畷市	0.62	97.7	11.0	67.5	57,554	18.74			
大阪府	交野市	0.73	95.1	16.6	258.4	77,686	25.55			
大阪府	大阪狭山市	0.73	94.5	10.0	16.5	58,227	11.86			
大阪府	阪南市	0.56	96.6	8.1	44.1	56,646	36.10			
大阪府	島本町	0.79	99.4	11.4	-	28,935	16.78			
大阪府	豊能町	0.59	91.2	5.0	48.4	21,989	34.37			
大阪府	能勢町	0.46	87.0	9.8	68.5	11,650	98.68			
大阪府	忠岡町	0.59	100.3	18.6	176.2	18,149	4.03			
大阪府	熊取町	0.68	93.0	9.4	48.0	45,069	17.23			
大阪府	田尻町	1.40	70.4	15.8	0.1	8,085	5.60			
大阪府	岬町	0.55	96.1	21.0	157.4	17,504	49.10			
大阪府	太子町	0.56	92.2	13.3	35.2	14,220	14.17			
大阪府	河南町	0.50	92.5	12.0	31.9	17,040	25.26			
大阪府	千早赤阪村	0.37	91.7	18.3	77.5	6,015	37.38			
兵庫県	神戸市	0.73	96.1	12.1	152.6	1,544,200	552.26	○		
兵庫県	姫路市	0.83	82.1	10.1	67.9	536,270	534.44	○		
兵庫県	尼崎市	0.83	94.5	12.4	166.8	453,748	50.20	○		
兵庫県	明石市	0.76	93.6	8.4	66.5	290,959	49.25			○
兵庫県	西宮市	0.87	95.3	9.8	65.4	482,640	99.96	○		
兵庫県	洲本市	0.47	89.8	15.7	134.0	47,254	182.48			
兵庫県	芦屋市	0.91	98.7	13.0	148.3	93,238	18.47			
兵庫県	伊丹市	0.86	99.8	7.5	60.7	196,127	24.97			
兵庫県	相生市	0.57	91.7	12.2	141.6	31,158	90.46			
兵庫県	豊岡市	0.40	87.4	18.3	153.4	85,592	697.66			
兵庫県	加古川市	0.87	87.4	8.3	37.3	266,937	138.51	○		
兵庫県	赤穂市	0.72	87.6	11.7	161.3	50,523	126.88			
兵庫県	西脇市	0.52	89.8	12.1	97.2	42,802	132.47			
兵庫県	宝塚市	0.88	97.8	9.1	64.6	225,700	101.80	○		
兵庫県	三木市	0.69	92.8	12.3	42.6	81,009	176.58			
兵庫県	高砂市	0.93	86.7	8.8	81.8	93,901	34.40			
兵庫県	川西市	0.77	97.4	11.4	160.9	156,423	53.44			
兵庫県	小野市	0.68	86.4	12.2	-	49,680	92.92			
兵庫県	三田市	0.83	93.9	12.2	-	114,216	210.22			
兵庫県	加西市	0.60	87.2	17.1	103.7	47,993	150.95			
兵庫県	篠山市	0.44	100.7	22.7	247.1	43,263	377.61			
兵庫県	養父市	0.24	86.4	16.5	121.1	26,501	422.78			
兵庫県	丹波市	0.44	84.1	13.1	58.7	67,757	493.28			
兵庫県	南あわじ市	0.45	84.2	16.1	158.7	49,834	229.23			
兵庫県	朝来市	0.46	86.6	17.0	96.0	32,814	402.98			
兵庫県	淡路市	0.35	87.3	22.7	269.3	46,459	184.28			
兵庫県	宍粟市	0.38	93.9	19.9	180.7	40,938	658.60			
兵庫県	加東市	0.77	82.8	14.5	-	40,181	157.49			
兵庫県	たつの市	0.59	87.0	15.7	83.2	80,518	210.93			
兵庫県	猪名川町	0.64	88.6	4.1	-	31,739	90.41			
兵庫県	多可町	0.35	95.3	15.6	46.8	23,104	185.15			
兵庫県	稻美町	0.74	83.3	9.8	49.5	31,026	34.96			
兵庫県	播磨町	0.87	88.3	4.9	-	33,183	9.09			
兵庫県	市川町	0.42	86.8	16.9	134.0	13,288	82.70			
兵庫県	福崎町	0.75	87.9	13.3	136.6	19,830	45.82			
兵庫県	神河町	0.48	92.9	19.7	82.4	12,289	202.27			
兵庫県	太子町	0.69	88.8	13.2	75.0	33,438	22.62			
兵庫県	上郡町	0.56	95.4	16.3	260.6	16,636	150.28			
兵庫県	佐用町	0.35	82.7	14.2	69.4	19,265	307.51			
兵庫県	香美町	0.28	90.7	20.7	182.0	19,696	369.08			
兵庫県	新温泉町	0.27	89.8	18.6	163.8	16,004	241.00			
奈良県	奈良市	0.76	98.9	14.0	204.0	366,591	276.84	○		
奈良県	大和高田市	0.50	95.1	14.7	112.9	68,451	16.49			
奈良県	大和郡山市	0.70	91.0	11.5	151.0	89,023	42.68			

都道府県名	団体名	財政力指數	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km2)	政令指定都市	中核市	特例市
奈良県	天理市	0.59	99.6	10.5	104.5	69,178	86.37			
奈良県	橿原市	0.69	96.1	10.0	105.5	125,605	39.52			
奈良県	桜井市	0.54	99.7	11.6	109.6	60,146	98.92			
奈良県	五條市	0.35	93.2	16.3	162.4	34,460	292.05			
奈良県	御所市	0.41	95.3	19.0	195.0	30,287	60.58			
奈良県	生駒市	0.82	92.4	4.8	-	118,113	53.18			
奈良県	香芝市	0.68	89.0	22.1	218.1	75,227	24.23			
奈良県	葛城市	0.59	82.2	10.1	65.1	35,859	33.73			
奈良県	宇陀市	0.32	92.8	19.4	197.6	34,227	247.62			
奈良県	山添村	0.31	92.5	18.7	14.6	4,107	66.56			
奈良県	平群町	0.53	93.5	13.8	211.9	19,727	23.90			
奈良県	三郷町	0.51	87.3	6.7	-	23,440	8.80			
奈良県	斑鳩町	0.58	92.3	7.4	17.9	27,734	14.27			
奈良県	安堵町	0.38	94.7	10.1	1.4	7,929	4.33			
奈良県	川西町	0.49	86.9	16.1	5.5	8,653	5.94			
奈良県	三宅町	0.32	93.1	10.8	39.4	7,440	4.07			
奈良県	田原本町	0.56	88.6	10.1	63.2	32,121	21.10			
奈良県	曾爾村	0.12	93.6	19.5	13.9	1,895	47.84			
奈良県	御杖村	0.11	87.7	12.4	-	2,102	79.63			
奈良県	高取町	0.35	89.6	14.6	168.8	7,657	25.77			
奈良県	明日香村	0.24	90.6	17.7	44.6	5,856	24.08			
奈良県	上牧町	0.46	88.9	20.1	226.9	23,728	6.14			
奈良県	王寺町	0.62	94.4	15.7	-	22,182	7.00			
奈良県	広陵町	0.59	93.1	15.7	113.8	33,070	16.33			
奈良県	河合町	0.54	96.8	17.8	253.8	18,531	8.27			
奈良県	吉野町	0.26	93.8	12.3	97.8	8,642	95.65			
奈良県	大淀町	0.46	87.9	8.1	-	19,176	38.06			
奈良県	下市町	0.24	91.6	15.7	120.6	7,020	62.01			
奈良県	黒滝村	0.11	99.3	11.6	-	840	47.71			
奈良県	天川村	0.13	84.9	11.9	78.7	1,572	175.70			
奈良県	野迫川村	0.11	89.4	15.3	57.1	524	155.03			
奈良県	十津川村	0.23	78.7	6.1	-	4,107	672.35			
奈良県	下北山村	0.22	91.7	17.9	-	1,039	133.53			
奈良県	上北山村	0.13	88.5	12.6	4.8	683	274.05			
奈良県	川上村	0.12	86.8	8.4	-	1,643	269.16			
奈良県	東吉野村	0.13	88.8	15.9	62.5	2,143	131.60			
和歌山県	和歌山市	0.80	94.5	11.6	148.3	370,364	209.23	○		
和歌山県	海南市	0.61	91.4	13.9	131.1	54,783	101.19			
和歌山県	橋本市	0.50	95.7	12.5	161.4	66,361	130.31			
和歌山県	有田市	0.55	88.6	15.3	61.8	30,592	36.92			
和歌山県	御坊市	0.52	96.8	13.3	116.2	26,111	43.93			
和歌山県	田辺市	0.38	88.1	14.2	65.4	79,119	1,026.77			
和歌山県	新宮市	0.38	96.1	12.6	86.4	31,498	255.43			
和歌山県	紀の川市	0.47	90.2	11.3	44.3	65,840	228.24			
和歌山県	岩出市	0.64	82.5	6.8	7.0	52,882	38.50			
和歌山県	紀美野町	0.24	91.9	14.5	148.2	10,391	128.31			
和歌山県	かつらぎ町	0.38	94.0	13.8	131.0	18,230	151.73			
和歌山県	九度山町	0.22	91.9	16.1	101.1	4,963	44.12			
和歌山県	高野町	0.21	92.7	10.6	-	3,975	137.08			
和歌山県	湯浅町	0.34	91.6	12.8	160.6	13,210	20.80			
和歌山県	広川町	0.31	85.4	6.8	-	7,714	65.31			
和歌山県	有田川町	0.33	86.5	13.5	66.3	27,162	351.77			
和歌山県	美浜町	0.31	91.5	8.6	40.5	8,077	12.79			
和歌山県	日高町	0.29	92.0	11.0	44.8	7,432	46.42			
和歌山県	由良町	0.39	84.2	11.1	112.8	6,508	30.74			
和歌山県	印南町	0.32	79.5	8.8	-	8,606	113.63			
和歌山県	みなべ町	0.32	81.0	18.1	114.0	13,470	120.26			
和歌山県	日高川町	0.22	86.4	17.9	98.1	10,509	331.65			
和歌山県	白浜町	0.49	92.4	10.4	87.1	22,696	201.04			
和歌山県	上富田町	0.46	89.5	18.3	139.3	14,807	57.49			
和歌山県	すさみ町	0.18	86.7	11.1	6.5	4,730	174.71			
和歌山県	那智勝浦町	0.37	88.0	7.1	34.0	17,080	183.45			
和歌山県	太地町	0.21	87.0	5.6	-	3,250	5.96			
和歌山県	古座川町	0.13	80.0	8.9	-	3,103	294.52			
和歌山県	北山村	0.13	86.1	6.2	-	486	48.21			
和歌山県	串本町	0.29	91.2	9.4	81.7	18,249	135.78			
鳥取県	鳥取市	0.52	82.9	16.0	117.2	197,449	765.66			○
鳥取県	米子市	0.66	93.3	20.8	179.0	148,271	132.21			

都道府県名	団体名	財政力指數	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km2)	政令指定都市	中核市	特例市	
鳥取県	倉吉市	0.43	92.5	17.7	137.2	50,720	272.15				
鳥取県	境港市	0.50	91.2	17.2	102.3	35,259	28.82				
鳥取県	岩美町	0.28	88.6	13.5	63.9	12,362	122.38				
鳥取県	若桜町	0.13	83.5	12.2	16.5	3,873	199.31				
鳥取県	智頭町	0.21	78.2	14.0	81.8	7,718	224.61				
鳥取県	八頭町	0.24	84.2	11.8	77.5	18,427	206.71				
鳥取県	三朝町	0.25	85.6	15.2	8.3	7,015	233.46				
鳥取県	湯梨浜町	0.28	86.7	17.2	94.0	17,029	77.95				
鳥取県	琴浦町	0.35	90.0	15.3	159.9	18,531	139.92				
鳥取県	北栄町	0.33	88.1	20.2	147.4	15,442	57.15				
鳥取県	日吉津村	0.83	83.6	11.6	38.0	3,339	4.16				
鳥取県	大山町	0.27	86.5	17.1	49.9	17,491	189.79				
鳥取県	南部町	0.26	84.6	15.2	77.1	11,536	114.03				
鳥取県	伯耆町	0.33	89.4	14.6	51.9	11,621	139.45				
鳥取県	日南町	0.13	89.3	13.7	-	5,460	340.87				
鳥取県	日野町	0.17	86.1	22.6	81.0	3,745	134.02				
鳥取県	江府町	0.33	88.8	19.6	102.0	3,379	124.66				
徳島県	徳島市	0.81	93.8	7.2	69.5	264,548	191.68				
徳島県	鳴門市	0.65	92.7	15.5	124.3	61,513	135.46				
徳島県	小松島市	0.54	93.3	17.6	120.9	40,614	45.30				
徳島県	阿南市	0.89	85.1	9.6	-	76,063	279.54				
徳島県	吉野川市	0.41	87.1	13.5	94.0	44,020	144.19				
徳島県	阿波市	0.37	81.1	9.4	15.3	39,247	190.97				
徳島県	美馬市	0.30	86.4	11.5	72.9	32,484	367.38				
徳島県	三好市	0.21	88.2	13.3	48.1	29,951	721.48				
徳島県	勝浦町	0.24	75.9	8.2	-	5,765	69.80				
徳島県	上勝町	0.12	85.7	6.3	-	1,783	109.68				
徳島県	佐那河内村	0.15	74.4	14.8	-	2,588	42.30				
徳島県	石井町	0.51	89.0	9.0	-	25,954	28.83				
徳島県	神山町	0.22	74.3	6.5	-	6,038	173.31				
徳島県	那賀町	0.19	78.8	13.7	-	9,318	694.86				
徳島県	牟岐町	0.19	84.2	6.2	49.9	4,826	56.57				
徳島県	美波町	0.19	84.0	8.0	-	7,765	140.85				
徳島県	海陽町	0.18	73.4	9.1	-	10,446	327.58				
徳島県	松茂町	0.92	78.8	3.6	-	15,070	13.94				
徳島県	北島町	0.76	79.0	6.0	0.8	21,658	8.77				
徳島県	藍住町	0.68	82.2	7.3	3.0	33,338	16.27				
徳島県	板野町	0.49	88.4	12.5	-	14,241	36.18				
徳島県	上板町	0.42	87.2	12.6	17.0	12,727	34.51				
徳島県	つるぎ町	0.20	89.0	11.3	57.6	10,490	194.80				
徳島県	東みよし町	0.29	89.4	14.1	36.2	15,044	122.55				
関西合計	241	0.53				22,277,331	34,995.06	4	9	10	
滋賀県		19	0.72	86.4	12.0	48.2	1,410,777	4,017.36	0	1	0
京都府		26	0.56	95.3	12.4	164.8	2,636,092	4,608.40	1	0	0
大阪府		43	0.74	97.0	7.9	102.9	8,865,245	1,901.42	2	3	6
兵庫県		41	0.62	92.4	12.0	111.6	5,588,133	8,396.39	1	3	3
奈良県		39	0.41	94.1	13.1	121.8	1,400,728	3,691.09	0	1	0
和歌山県		30	0.37	91.1	12.2	99.4	1,002,198	4,726.29	0	1	0
鳥取県		19	0.34	87.4	17.0	113.3	588,667	3,507.31	0	0	1
徳島県		24	0.41	87.5	10.3	29.1	785,491	4,146.80	0	0	0

※ 人口は平成22年国勢調査、面積は平成24年全国都道府県市区町村別面積調に基づく。境界未定の地域がある市町村の面積は、総務省自治行政局市町村体制整備課発行「全国市町村要覧 平成24年版」の便宜上の概算数値を記載。

※ 政令指定都市・中核市・特例市の区分は平成24年4月1日現在。

※ 財政指標は平成23年度決算に基づく。関西合計及び各府県については、財政力指数は単純平均、経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率は加重平均である。

$$\text{○財政力指數} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

※過去3年間の平均値で算出

$$\text{○経常収支比率} = \frac{\text{人件費・扶助費・公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税+普通交付税等）+減収補填債特例分+臨時財政対策債}} \times 100$$

$$\text{○実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等 - (特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

※過去3年間の平均値で算出。

$$\text{○将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

関西の地域別将来推計人口

平成22(2010)年		平成27(2015)年		平成32(2020)年		増減率 H22→H32		平成37(2025)年		平成42(2030)年		平成47(2035)年		平成52(2040)年	
推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率
滋賀県	1,410,777	1,419,654	1,414,000	0.2%	1,398,322	-1.375,179	1,345,284	1,345,284	1,309,300	-1.309,300	1,309,300	-1.309,300	1,309,300	-1.309,300	-7.2%
65歳以上	291,814	20.7%	343,739	24.2%	372,421	26.3%	384,696	27.5%	394,802	28.7%	406,054	30.2%	428,941	32.8%	
75歳以上	141,912	10.1%	161,776	11.4%	187,130	13.2%	223,662	16.0%	239,569	17.4%	241,081	17.9%	242,383	18.5%	
京都府	2,636,092	2,614,519	2,566,846	-2.6%	2,499,460	-2.418,108	2,325,138	-2,325,138	2,223,586	-2,223,586	2,223,586	-2,223,586	-15.6%	-15.6%	
65歳以上	616,952	23.4%	730,729	27.9%	768,685	29.9%	769,725	30.8%	771,665	31.9%	781,035	33.6%	809,144	36.4%	
75歳以上	292,142	11.1%	347,042	13.3%	407,965	15.9%	483,506	19.3%	494,721	20.5%	476,809	20.5%	467,069	21.0%	
大阪府	8,365,245	8,808,282	8,648,899	-2.4%	8,410,039	-8,118,391	7,793,928	-7,793,928	7,453,526	-7,453,526	7,453,526	-7,453,526	-15.9%	-15.9%	
65歳以上	1,984,854	22.0%	2,345,351	26.6%	2,466,902	28.5%	2,457,235	29.2%	2,476,091	30.5%	2,551,871	32.7%	2,684,737	36.0%	
75歳以上	842,898	9.5%	1,070,197	12.1%	1,303,902	15.1%	1,527,801	18.2%	1,549,127	19.1%	1,479,034	19.0%	1,471,843	19.7%	
兵庫県	5,588,133	5,532,477	5,421,943	-3.0%	5,268,695	-5,088,284	4,887,804	-4,887,804	4,673,709	-4,673,709	4,673,709	-4,673,709	-16.4%	-16.4%	
65歳以上	1,289,876	23.1%	1,501,342	27.1%	1,587,699	29.3%	1,599,663	30.4%	1,611,952	31.7%	1,638,796	33.5%	1,700,273	36.4%	
75歳以上	604,460	10.8%	710,427	12.8%	827,542	15.3%	966,343	18.3%	999,667	19.6%	976,744	20.0%	967,997	20.7%	
奈良県	1,400,728	1,370,353	1,330,085	-5.0%	1,279,718	-1,222,563	1,160,609	-1,160,609	1,096,162	-1,096,162	1,096,162	-1,096,162	-21.7%	-21.7%	
65歳以上	336,259	24.0%	392,214	28.6%	415,940	31.3%	417,066	32.6%	414,814	33.9%	412,976	35.6%	417,107	38.1%	
75歳以上	155,355	11.1%	183,102	13.4%	216,069	16.2%	253,921	19.8%	263,328	21.5%	254,426	21.9%	246,834	22.5%	
和歌山県	1,002,198	961,378	917,238	-8.5%	869,182	-819,680	769,428	-769,428	719,427	-719,427	719,427	-719,427	-28.2%	-28.2%	
65歳以上	274,192	27.4%	300,566	31.3%	307,484	33.5%	302,906	34.8%	296,484	36.6%	288,879	37.5%	286,868	39.9%	
75歳以上	140,781	14.0%	152,537	15.9%	165,419	18.0%	183,735	21.1%	185,902	22.7%	179,425	23.3%	173,248	24.1%	
鳥取県	588,667	567,193	544,484	-7.5%	519,861	-494,364	468,146	-468,146	441,038	-441,038	441,038	-441,038	-25.1%	-25.1%	
65歳以上	155,133	26.4%	169,983	30.0%	178,214	32.7%	178,855	34.4%	175,360	35.5%	169,940	36.3%	168,467	38.2%	
75歳以上	85,976	14.3%	90,386	15.9%	93,967	17.3%	104,817	20.2%	110,609	22.4%	110,048	23.5%	105,551	23.9%	
徳島県	785,491	755,619	722,519	-8.0%	686,332	-648,962	610,592	-610,592	571,016	-571,016	571,016	-571,016	-27.3%	-27.3%	
65歳以上	212,423	27.0%	236,255	31.3%	247,105	34.2%	245,950	35.8%	239,662	36.9%	232,391	38.1%	229,820	40.2%	
75歳以上	115,480	14.7%	123,360	16.3%	129,177	17.9%	146,009	21.3%	152,958	23.6%	150,081	24.6%	142,640	25.0%	
計	22,277,331	22,029,475	21,566,014	-3.2%	20,931,609	-20,185,531	19,360,929	-19,360,929	18,487,764	-18,487,764	18,487,764	-18,487,764	-17.0%	-17.0%	
65歳以上	5,161,503	23.2%	6,020,179	27.3%	6,344,450	29.4%	6,356,096	30.4%	6,350,830	31.6%	6,481,942	33.5%	6,725,357	36.4%	
75歳以上	2,379,004	10.7%	2,838,827	12.9%	3,331,171	15.4%	3,889,794	18.6%	3,995,881	19.8%	3,867,648	20.0%	3,817,565	20.6%	
全国	128,057,000	126,597,000	124,100,000	-3.1%	120,659,000	-116,618,000	112,124,000	-112,124,000	107,276,000	-107,276,000	107,276,000	-107,276,000	-16.2%	-16.2%	
65歳以上	29,484,000	23.0%	33,952,000	26.8%	36,124,000	29.1%	36,574,000	30.3%	36,849,000	31.6%	37,407,000	33.4%	38,678,000	36.1%	
75歳以上	14,194,000	11.1%	16,458,000	13.0%	18,790,000	15.1%	21,786,000	18.1%	22,784,000	19.5%	22,454,000	20.0%	22,230,000	20.7%	

※都道府県別推計人口は「日本の地域別将来推計人口(平成二十一年)」。全国推計人口は千人単位の統計となつている。

参考43

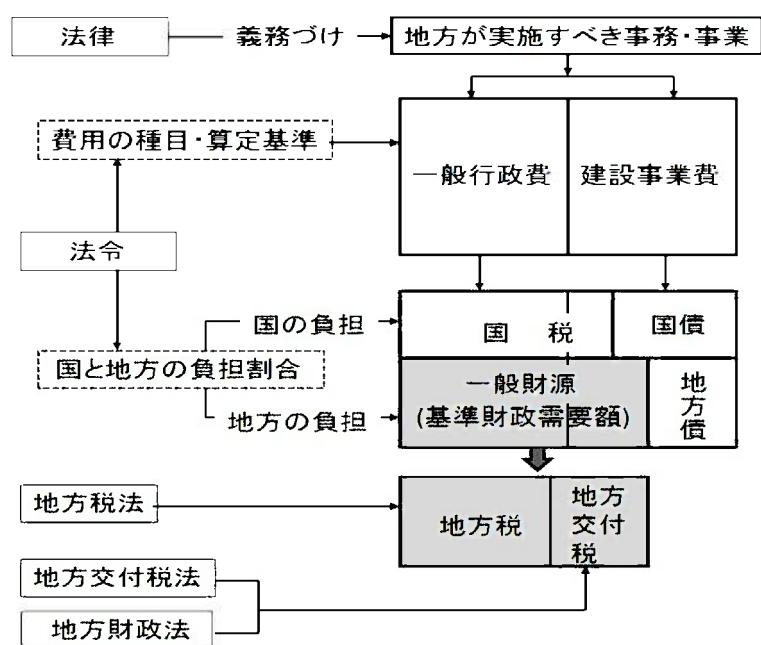
関西広域連合  
道州制のあり方研究会

## 道州制における地方税財政制度

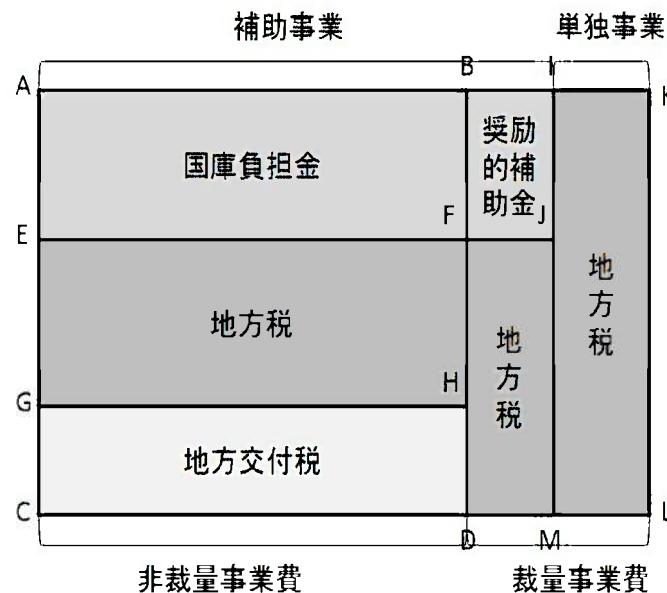
平成25年11月18日  
関西学院大学  
林宜嗣



### I 現行の地方税財政システム



## II 地方税財政改革はシステム全体を見通す必要あり



3

地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面にすぎない

どのような役割を担い、そのために必要な費用はどの程度かを決めずに財源調達を論ずると、「原則論」の域を出ることはできない。

- 州の自治を尊重するためにも、できるかぎり自主財源(税)で財源を賄うべき。
- その際、税は安定的、応益的、普遍的等(地方税原則)な特徴を備えるべき。
- それでも地域間格差が生じる場合には、財政調整で格差是正を行うべき。
- 財政調整は地方分権的な「水平的財政調整」が望ましい。

これでは具体的な制度設計を行えない。  
制度設計には量的分析(シミュレーション)が不可欠。

4

### III 具体的な制度設計を行うために先決すべき論点

#### 論点 I : 州はどのような役割を担うべきか？

##### ◆国と地方の税源配分と機能配分はセットで

ねらいは単にマクロベースで地方の歳出と税収を一致させることではなく、「受益」と「負担」を一致させること。

税体系、地方税の構造も受益を考慮したものになるべき。

その際、役割として、企画立案(意思決定)機能としてとらえるべき。実施主体としてであれば、歳出の自由度はなく、したがって、財源は税でなくても良い。

5

#### 論点 II : 国と地方(州)の関係をどうするのか？

財政の本来の姿は「量出制入」：国の財政はそうなっている。

しかし、地方財政の現状は「事務・事業の義務付け」+「量入制出」

「融合型」から「分離型」に変更するのか？

政策目標(例えば、外国人観光客を増やす)を実現することを考える。

観光産業の主役は民間、公共部門は環境整備

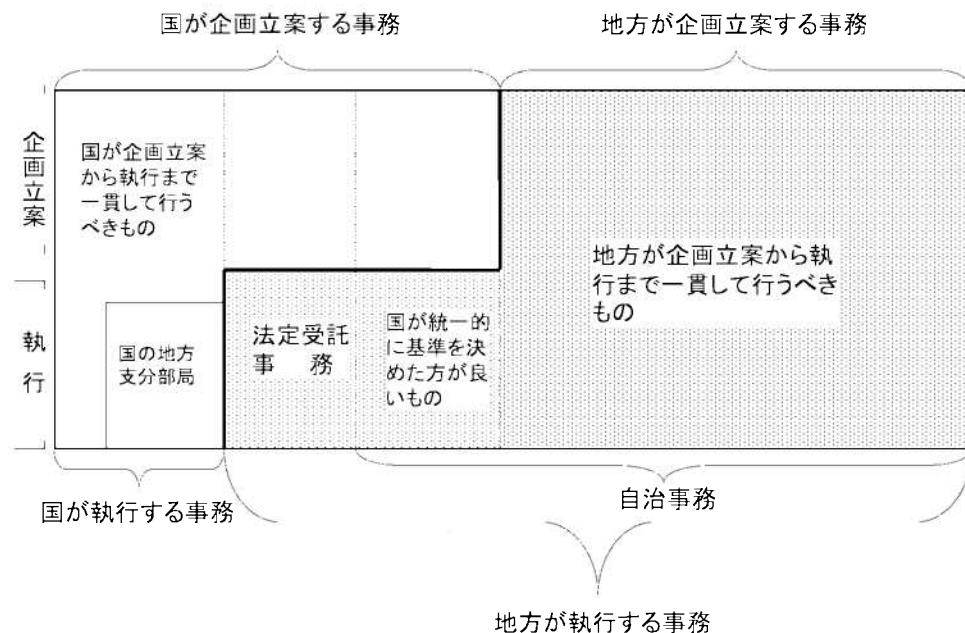
環境整備は国、広域自治体、基礎自治体がそれぞれ最も適した役割を担うべき(他の行政分野も同様)。

国が担う役割は、国自らが実施するのか？地方との契約を結んで地方が国に代わって実施するのか？

これによって、財源調達のあり方は違ってくる。

6

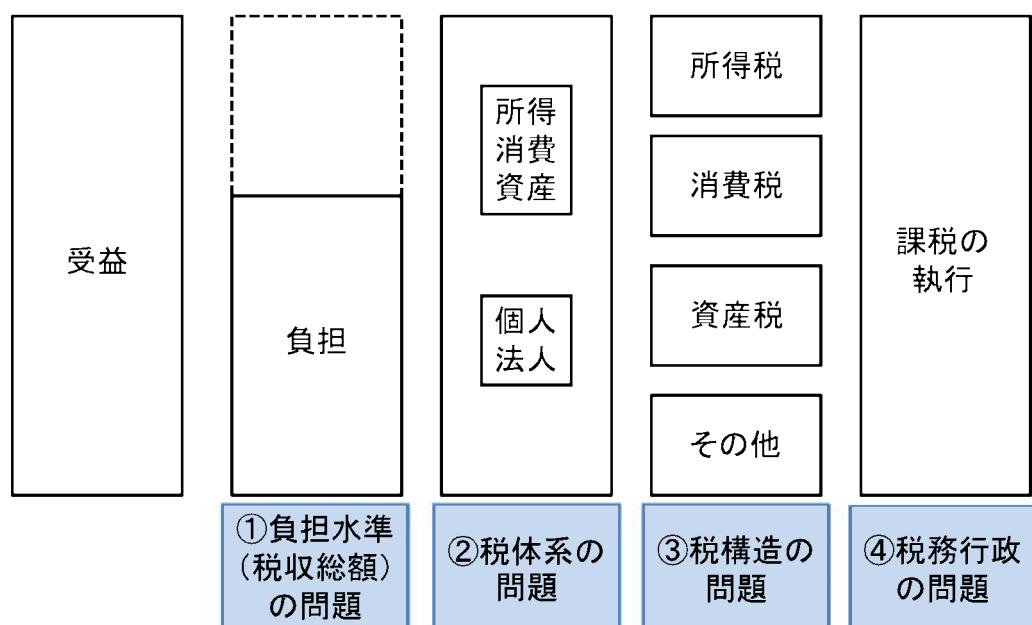
## 国と地方の関係(望ましい姿)



国の仕事を地方が肩代わりするときは、「契約」によるべき。

7

## 論点Ⅲ：地方税改革といつても複数の段階がある



どの段階の改革を実現しようとしているのかを明確に。

8

## 論点IV：税収格差の是正は税制改革の目標か？

実態経済の格差拡大は法人二税の格差拡大に直結

格差是正のためには、分割基準の操作が必要。

現行課税制度を残したままで分割基準を操作するのは限界。

都道府県別に見た人口と労働力人口の将来予測増減率

(単位:%)

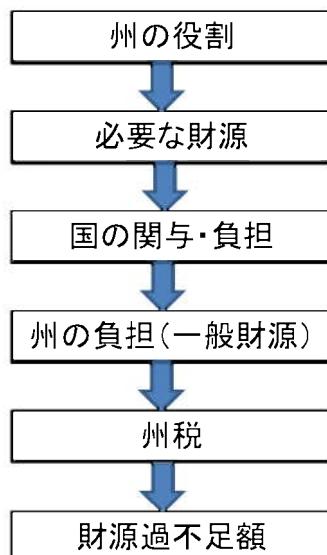
	人口増減率		人口増減率		人口増減率			
	総人口	労働力	総人口	労働力	総人口	労働力		
北海道	-21.6	-33.2	石川県	-18.2	-27.9	岡山県	-14.3	-22.5
青森県	-26.9	-38	福井県	-17.8	-26.5	広島県	-16.8	-26.6
岩手県	-24.9	-34.8	山梨県	-16.5	-25.7	山口県	-26.1	-35.7
宮城県	-16	-26	長野県	-19.4	-27.9	徳島県	-23.2	-32.4
秋田県	-31.7	-42.9	岐阜県	-16.4	-25.7	香川県	-20.8	-30.8
山形県	-23.9	-32.3	静岡県	-14.5	-25.4	愛媛県	-23.2	-32.9
福島県	-21.1	-30.5	愛知県	-3.6	-12.5	高知県	-25.1	-33.6
茨城県	-17.6	-29	三重県	-14.3	-22.9	福岡県	-12.1	-21.6
栃木県	-13.5	-24	滋賀県	-2.8	-10.9	佐賀県	-17.8	-26.2
群馬県	-16.1	-25.9	京都府	-14.1	-23.3	長崎県	-24.5	-34.4
埼玉県	-11.3	-24.2	大阪府	-16.3	-27.2	熊本県	-18	-27.2
千葉県	-9.2	-22.6	兵庫県	-14.2	-24.8	大分県	-19.8	-28.8
東京都	0.9	-9.1	奈良県	-22.3	-33.9	宮崎県	-20.9	-31.7
神奈川県	-3	-14.7	和歌山県	-28.8	-38.5	鹿児島県	-20.8	-29.4
新潟県	-22.9	-32.3	鳥取県	-18.5	-25.9	沖縄県	4.4	-2.8
富山県	-20.9	-30.8	島根県	-25.3	-33.1	全国	-13.4	-23.5

資料) 国立社会保障・人口問題研究所(07年5月推計)

労働力人口は社人研の年齢階級別人口予測から林が推計。

9

## 論点V：財政調整は最終結果として答えが出るもの



財源保障すべき行政水準は？

標準行政

ミニマム行政：ミニマムを超える部分には財政力格差の影響が及ぶ。

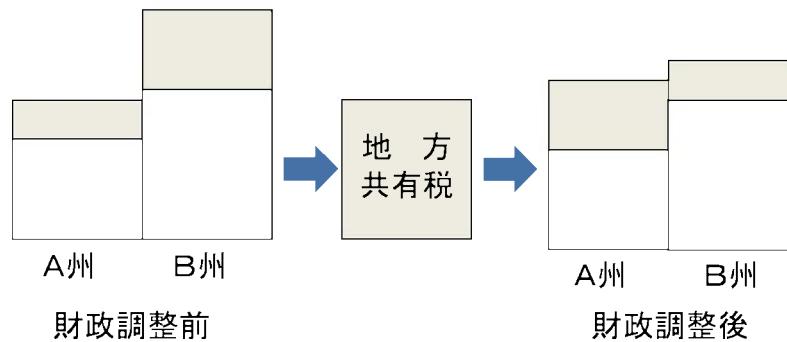
「税収格差のみを是正すべき」という主張は正しいのか？

どの水準で調整(均等化)するかは、結局、行政サービス水準によって決まる。

## 論点VI：財政調整（州間、市町村間）はどこが担うべきか？

水平的財政調整制度の導入：財源は州共有税で

オーストラリアのGST(Goods and Service Tax)交付金が参考に。



州の代表からなる財政調整委員会  
で配分を決定

平成 25 年 11 月 18 日

## 課税自主権と租税競争・租税回避

—米国州法人税を例として

大阪学院大学 村上 陸

米国の州政府 独自の課税権・・・課税方式・税率・課税ベースが州によって異なる

米国州法人税における州間租税関係

多州間取引を行う法人の各州内の所得をいかに算定するか

法人の所得の発生場所はどこか

どの課税管轄区域が課税権を有するか

複数の課税管轄区域間にいかに課税権を割り当てるか

個別会計方式 定式配賦方式 特定配分方式

全米租税協会 個別会計方式から定式配賦方式への移行を提案

定式配賦方式の統一化

\*UDITPA (The Uniform Division of Income for Tax Purposes Act) 1957年

州間における課税所得の配賦のモデル法 (定式配賦方式の統一化問題を各州の自発的努力を通じて解決をめざす)

事業所得は資産要素、給与要素、売上高要素の 3 要素を均等にウェイト付けして配分することを規定

不統一の場合の弊害 ①コンプライアンス・コストが多額 ②課税ベースの過剰配賦と過少配賦を通じた重複課税、過少課税 ③徴税当局 (租税輸出、自州企業の優遇、企業誘致)・納税者 (タックス・プランニング戦略) 双方に誘因

\*連邦において下院法案で 2 要素方式が主張された 1966 年

州際通商課税特別委員会 (下院) 1965 年

\*多州間租税協定 (The Multistate Tax Compact MTC) 1966 年

州際課税分野における連邦法の成立が州の財政自主権の浸食をもたらすことへの反発から、州レベルで制定 多州間租税委員会の設立

多州間租税委員会が UDITPA の採用を勧告 1994 年 25 州で採用

連邦対州の財政主権を巡る対立は州の自発的な解決という結果となり、課税方法・税法上の解釈は州税務当局に委ねられることとなった。その結果、州の側では、租税競争、納税

者の側では、タックス・プランニング戦略が可能となったとされている。

租税競争 経済停滞に伴う租税競争

① 配賦方式の変更 売上高要素にダブルウェイトをおく方式

州内法人 多くの資産、多額の給与 州内法人の税負担の軽減

州外法人 販売活動が主で、資産や給与は少ない 州外法人に多額の課税

州内に企業立地の誘因 州外法人への差別的課税…近隣窮乏化政策と非難

売上高のみの1要素方式をとる州の増加 例 テキサス州 (MTCは批准)

② スローバック条項の不採用

州内の製造業者に競争上の優位を与える目的

タックス・プランニング戦略 多州間で展開している企業全体の税負担総額の最小化

個別独立会計の場合

\*低収益部門を高税率州に移転

\*州内で稼得された所得をタックスヘイブン州の子会社に付け替える

\*無形資産や株式・債権をタックスヘイブン州の子会社に移転

\*タックスヘイブン州の子会社が高税率州の法人に貸し付け、利子を受け取る

定式配賦方式の場合

\*仕向地州で法人税が課されない場合売上高要素のスローバック条項のない州から搬入

\*高税率州から低税率州へ在庫を保管する部門を移す

\*低税率州で、3要素の割合を高める

租税競争と租税回避防止の綱引き

例 ウィスコンシン州は2009年から個別独立会計から合算申告に変更

二重課税・過少課税の排除には統一化が条件

「最も必要とされるのは共通のルールであり、どのルールが選択されるべきかということは同一のルールを採用すべきということより重要でない」

「統一性が科学的な正確性に勝る」

## 参考文献

- ・村上 瞳（1990）「移転価格税制とユニタリー・タックス」 石 弘光編著『グローバル化と財政』 有斐閣。
- ・伊藤公哉（2011）「法人所得税の課税管轄権—チャールズ E. マクルーア著『歴史の長い影：アメリカ合衆国及び欧州連合の法人所得税に関する主権、租税帰属、立法と司法判断』の紹介と分析」 『横浜国際社会科学研究』第16巻第1号。
- ・伊藤公哉（2012）「企業グループの連結・合算範囲—アメリカ合衆国の州法人所得税の検討」 法と経済学会 2012年度全国大会
- ・小泉和重（1995）「アメリカ政府間租税関係と州法人税—定式配賦方式を対象に—」『アドミニストレーション』第2巻4号。
- ・税務アップデート | K P G M | U S  
<http://www.kpmg.com/us/en/industry/japanese-practice/pages/2011-issue4-article5-jp>

# 地方分権の推進に関する意見書

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』

地方財政自立のための7つの提言

平成18年6月7日  
地方六団体

全国知事会  
全国都道府県議会議長会  
全国市長会  
全国市議会議長会  
全国町村会  
全国町村議会議長会

## 目 次

はじめに.....	1
1. 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画.....	3
【提言 1】「新地方分権推進法」の制定 .....	3
～今、改めて、国民・国会の力で分権を	
【提言 2】「地方行財政会議」の設置 .....	3
～「国と地方の協議の場」の法定化	
2. 分権改革の税財政面での具体的方策 .....	4
【提言 3】地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増 .....	4
【提言 4】「地方交付税」を「地方共有税」に .....	5
～法定率を見直し、特別会計に直入、	
特例加算・特別会計借入を廃止	
【提言 5】税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化） ..	6
して約 200 とし、地方の改革案を実現	
【提言 6】国と地方の関係の総点検による財政再建 .....	7
【提言 7】財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、 .....	8
住民負担の導入	

## はじめに

### 「未完の改革」をもう一度動かすために

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年（1993年）以来、平成7年（1995年）に地方分権推進法が施行され、その後6年間続いた「第一次分権改革」は、自治体を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えた。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成14年（2002年）からの「三位一体の改革」は、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現した。

これらの改革は、明治の近代国家形成期から昭和の高度経済成長期までの時代に、この国の基本的なかたちとして機能してきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理を、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ、歴史的に転換する貴重なステップだった。

しかし、権限と組織を頑なに守ろうとする中央省庁の壁は厚く、「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲が実現したとはいものの、そのための財源を生み出すために必要だった多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の強い関与を残したまま国の補助負担率を引き下げる手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では不十分だった。

また、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたことは大きな意味があったが、実際には十分に機能したとはいえない。

日本の地方分権はなお、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かさなければならない。

この13年間の過程で得られた成果と経験を活かし、残された多くの課題を乗り越えるためには、国民に夢を与える分権型の国の仕組みと社会の将来像を示し、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりができ、住民から信頼される自治体の姿を描くことが必要である。

### 本意見の位置づけ

本意見は、地方六団体で設置した「新地方分権構想検討委員会」から、去る5月11日提出を受けた「分権型社会のビジョン（中間報告）」の提言を踏

まえ、税財政改革を中心とした7つの提言を緊急に取りまとめ、地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方六団体として意見を提出するものである。

なお、法定受託事務、奨励的補助金、道路特定財源、特定地域における特例措置に関することなど、これまで地方六団体から国に対して提言等を行ってきたもののうち本意見の中で記述していないものがあるが、これらの提言等については、今後、必要に応じ、改めて意見等としてとりまとめることを検討するものである。

本意見は、「第一次分権改革」の端緒となった平成6年（1994年）9月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使するものであり、我々の重大な決意と意見提出権の重みを十分に理解していただき、真摯な対応をしていただきたい。

各政党や国会議員各位におかれても、先に国会で全会一致で決議されたように、地方分権の実現について断固とした決意をもって、国民、各界・各層に訴えかけていただきたい。

そして、全国津々浦々において、地方分権に関する国民的な関心が高まり、政府内、そして国会において地方分権に関する活発な議論が行われ、本意見に掲げる提言が実現される日が、一日も早く来ることを強く期待したい。

最後に、本意見に掲げる提言が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太の方針2006）に反映されることはもとより、その実現に向けて内閣及び国会が動き出すことをあらためて強く求める。

## 1. 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画

【提言 1】

### 「新地方分権推進法」の制定 ～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言 2】

### 「地方行財政会議」の設置 ～「国と地方の協議の場」の法定化

1. 第一期改革を踏まえ、平成19年度（2007年度）以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「(仮) 新地方分権推進法」を制定する。
2. 「(仮) 新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「(仮) 地方行財政会議」の設置等を定める。
  - (1) 「(仮) 地方行財政会議」の設置の趣旨  
分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。
  - (2) 「(仮) 地方行財政会議」の事務及び権限  
以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。
    - ① 国と地方の役割分担のあり方
    - ② 国による関与・義務づけのあり方
    - ③ 地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方
    - ④ 地方税財政制度のあり方
    - ⑤ 地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策等
3. 「(仮) 地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。
4. 「(仮) 新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。

## 2. 分権改革の税財政面での具体的方策

【提言 3】

### 地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

1. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。
2. 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。
  - (1) 消費税と地方消費税の割合を 4 : 1 から 2.5 : 2.5 にする。
  - (2) 所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに 3 % 上乗せする。
3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。
4. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を 5 : 5 とする。

【提言 4】

「地方交付税」を「地方共有税」に  
～法定率を見直し、特別会計に直入、  
特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮) 地方行財政会議」において検討の上、以下の 7 項目の改革を一体的に行うこととする。
  - (1) 名称を以下のとおり変更する。
    - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
    - ② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
  - (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
  - (3) 現在の財源不足（H18 年度 8.7 兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
  - (4) 3 年から 5 年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
  - (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
  - (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
  - (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

【提言 5】

## 税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減 (一般財源化) して約 200 とし、地方の改革案を実現

1. 分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。
2. 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、原則として廃止(一般財源化)する。  
当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止(一般財源化)する。
3. 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)する。
4. 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。
5. 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。

【提言 6】

## 国と地方の関係の総点検による財政再建

1. 国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。
  - (1) 国と地方の役割分担の明確化
  - (2) 国による関与・義務づけの廃止・縮小
  - (3) 国と地方の二重行政の解消
  - (4) 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小  
(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)
  - (5) 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止
2. 自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。国は、地方よりも遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。
3. 行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。  
地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要不可欠な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

【提言 7】

## 財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、 住民負担の導入

1. 住民が自分の自治体の財政状況に常に关心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、
  - (1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。
  - (2) 財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。
    - ① 外郭団体の情報公開の推進
    - ② 非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進
    - ③ 定期的な財政状況の公表
  - (3) 勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。
2. 自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となつた場合には、
  - (1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。
  - (2) 住民負担を求める仕組みを導入する。
  - (3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。  
但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。
3. 地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。
4. 財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

2013年12月18日

関西広域連合「道州制のあり方研究会」  
道州制における税財政制度を巡る論点

沼尾波子（日本大学）

### 1. 道州制に関する税財政制度検討について

#### （1）道州制といつても同床異夢

- ・道州制導入の意義、目的、ならびに国、道州、基礎自治体それぞれの姿が不明確
- ・国と地方の役割分担に応じた税財源配分の検討が必要

#### （2）日本の状況

- ・小さな島国であるとともに、国土の7割弱を森林が占め、欧州に比べて急峻な山々に水源が宿るという構造。国土開発や保全のコストは地域によって大きく異なるが、上流の中山間地域と下流の都市部は、いわば相互依存の関係にある。
- ・諸外国と比べて、国内で、言語、文化、生活習慣などの差異が比較的少ない。
- ・義務教育は全国均質的に普及している。（市場化、民営化による格差拡大は生じている。）
- ・インフラや施設の整備・普及状況をみると、三大都市圏や太平洋ベルト地帯にかなり偏って整備されてきた。
- ・グローバル化、IT化の進展に伴い、経済の東京一極集中の傾向は加速しており、こうしたグローバル企業（本社）は行政機構のあり方にかかわらず、東京に集中することが想定される。

#### （3）税源の在り方を巡る議論

##### 1) 事務権限配分からみた税源配分

###### ○第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」

- ・偏在度の低い税目を中心に地方に税源を移すことで、地方税中心の財政構造を構築し、地方の財政運営の自主性及び自立性を高めることを提起。

###### ○道州制ビジョン懇談会中間報告

- ・道州や基礎自治体において、偏在性が小さく安定性を備えた新たな税体系を構築すること。道州や基礎自治体が、税目並びに税率等を独自に決定するなど、課税自主権を付与することに言及

###### ○自民党「道州制基本法案」

- ・「道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設ける」

- ・更なる税源移譲は必要か? ⇒自主財源主義か一般財源主義か
- ・地方分権改革の推進、東京への一極集中の緩和、行財政効率化に資するのかどうか疑問

○税源が大きく偏在する状況で、地方公共財の「応益原則」の名のもと、自主財源主義を追求することの妥当性

○道州単位で所得再分配機能を担うとすれば、低所得者対策等の水準が道州によって異なることを容認できるか

○道州単位で経済安定化機能を担うとすれば、財政政策だけでどこまでの調整が可能か(通貨が「東京円」「大阪円」と分化されない限り、金融政策の分権化はできない)。

## 2) 税源偏在

- ・国税5税について一人当たり税収額から偏在性をみると、法人税、相続税、所得税の順で遍在度が高い。
- ⇒国から地方へ更なる税源移譲を実施し、道州単位でのサービス給付を考え、財政調整制度の機能強化を考えない場合、道州間で財政力に大きな格差が生じる。

### ①消費税

- ・比較的遍在性は低い。
- ・道州ごとに独自の税率や課税対象を定めることを認めれば、徴税事務が複雑化すると同時に、物流や経済取引に障害を与えることも考えられる。
- ・社会保障と税の一体改革では、消費税の使途は社会保障・経費と整理

### ②法人税

- ・法人税による租税政策(税制優遇による投資や生産活動の刺激など)を道州が担うとすれば、法人税の道州への移譲が必要
- ・法人税は地域間の偏在性が大きいことから、ナショナル・ミニマムの確保を目指すのであれば、手厚い財政調整が必要
- ・租税競争は、東京一極集中をさらに拡大する可能性がある。経済力が乏しく財政力の弱い道州は、企業誘致や産業振興のための優遇税制など積極的な経済政策を施す余裕がもてない。
- ・法人税は景気の影響を受けやすく、安定的な財源としては課題もある。
- ・租税政策、財政政策だけで経済対策が可能か。(通貨発行権は道州ではなく、財政政策と金融政策の一体的実施は困難。)

### ③所得税・相続税

- ・所得再分配機能を道州が担うとすれば、累進課税型の所得税や相続税を道州の税源とす

- ることが考えられる。だが、その結果、地域により負担水準に格差が生じる可能性が高い。
- ・相続税を委譲した場合、遺産取得税方式をとる日本の相続税では、相続財産の所在にかかわらず納税義務者である相続人の居住地に税収が帰属することになる。

⇒

- ・税源の遍在性や財政需要の地域間格差を考慮すれば、自主財源主義に基づいて、道州単位で財政運営を行うことは難しいと考えられる。また、ナショナル・ミニマムという考え方を国民が放棄できるのかについても疑問が残る。
- ・財政調整制度と租税政策の両立には、ナショナル・ミニマムを基本とする「標準税率」設定と財政需要を考慮した財政調整制度の設定、ならびに、基準以外のサービスや施策を選択できる権限（税率操作権や独自課税創設の権限）を持つことが必要である。

#### (4) 財政調整制度

##### 1) ナショナル・ミニマムについて

###### ○第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」

国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県（及び市町村）が実施しているもの（又は市町村が実施し、これに対して都道府県が関与や調整を行っているもの）については、国はナショナル・ミニマムに係る基準など本来国が定めるべきものを定めることに重点化する。

###### ○道州制ビジョン懇談会「中間報告」

生活保護、年金、医療保険等のナショナル・ミニマムならびに警察治安・広域犯罪対策については、十分な議論を行い、基礎自治体と道州が果たすべき役割と、国が責任をもつべき部分を検討する。

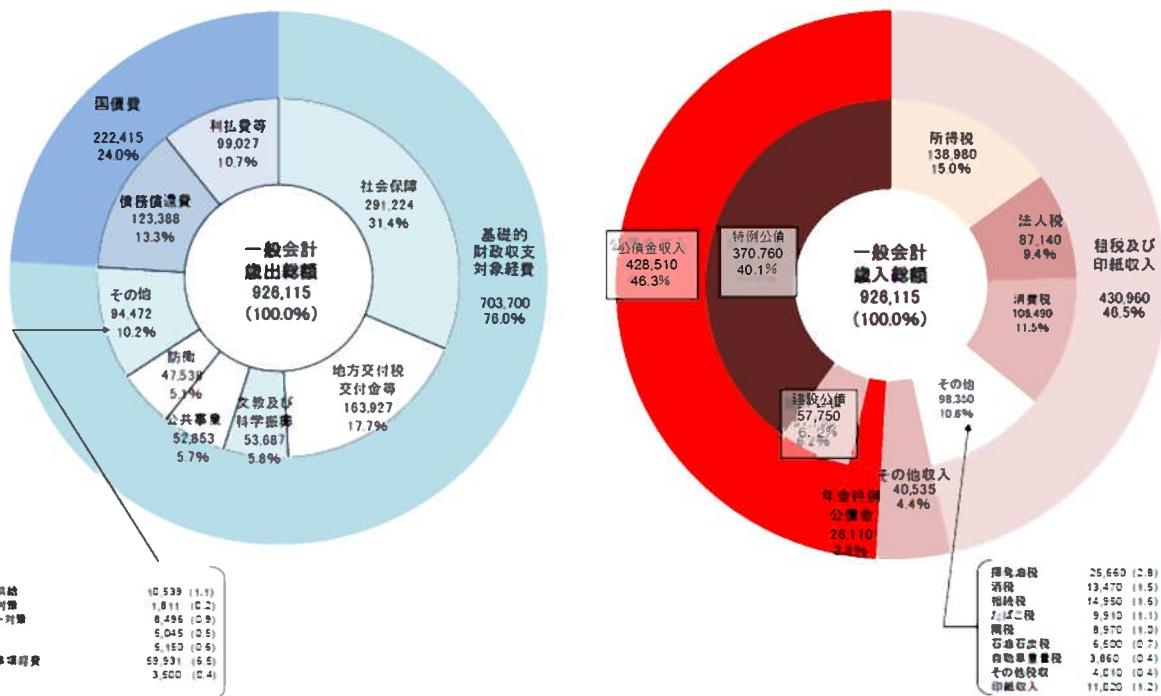
###### ○自由民主党「道州制に関する第3次中間報告を踏まえた論点整理」

社会保障（年金を除く）、義務教育、警察・消防について最低限全国一律に義務づけられる事務の適正な執行の確保をはかる観点から、「現在の地方負担分を含め全額国が負担する新しい制度を創設し、必要な財源保障・財政調整を国の役割において行うかを検討する。

###### ○道州制推進知事・指定都市市長連合「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程－国民的な議論を喚起するための試案－」

社会保障や義務教育、警察など、国の基準に基づき、全国的に一定水準の行政サービスを保障するための費用については、国と基礎自治体、道州の税源配分を踏まえつつ、国から基礎自治体及び道州への負担金制度等の創設を検討する。

参考：平成 25 年度政府一般会計歳出・歳入



## 2) 道州間財政調整

- ・道州制推進論のなかで、国税を原資とした垂直的調整は分権化に反するとの見方から、道州間での水平的財政調整制度創設を主張する声
  - ⇒・いったんある道州に入った税収を他の道州に交付する制度をつくることは困難。（富裕団体が、そうでない自治体の財源を融通する義務を負う理由を説明できない。）
  - ・調整財源の必要額について道州間で合意形成を図ることは困難。（欧州で水平的財政調整を導入しているのは、地域間の不均衡が小さく、調整財源の不足が生じていない北欧諸国を中心。ドイツでは、水平調整だけではうまくいかず、垂直調整を併用。）
  - ・東京一極集中が進む中で、税源は首都圏に偏在しており、一定水準の行政サービスを全国的に保障するための水平調整を実施しようとすれば、事実上、調整財源の多くを首都圏が拠出する可能性も
  - ・国・地方をあげて財源が不足する状況下で、総額確保が困難となれば、道州間で行政サービス水準に大きな格差が生じる可能性⇒人口移動を引き起こす可能性
  - ・垂直的財政調整を通じたナショナル・ミニマム（スタンダード）の保障。
  - ・国は、国民に対する生存権保障の責任を負う。
- ↔財政調整・財源保障を通じた国の関与を問題視する指摘  
財源保障の問題か？規律密度の問題か？

### 3) 市町村間の財政調整

- ・市町村間の財政調整は、一国全体で行うのか。それとも道州内で行うのか。

Cf. 市町村間の財政調整は各道州の役割

(道州制ビジョン懇談会中間報告、道州制推進知事・指定都市市長連合案)

⇒「道州ミニマム」を考えるとすれば、道州の財政力や、各道州の財政調整・財源保障に対する考え方によって、調整の方法や水準が異なる可能性

### 4) 財政調整の方法

- ・一人当たり税収格差の是正など、「収入」だけで財政調整することは難しい

- ・財政需要について「人口」「面積」でシンプルに需要を算定できるか

⇒一人当たり税収格差の是正、人口・面積当たりで財政需要額を見積もることの限界

### (5) 債務をめぐる問題

#### 1) 国と地方の債務をどうするか

- ・国と地方の長期債務残高は、平成25年度末には950兆円に達する見込み(国は750兆円、地方は200兆円程度)

#### ○道州制ビジョン懇談会「中間報告」

国の資産（道路、治水利水等の公共施設、文化教育施設等）は道州に売却、国の債務を軽減する案が提示。道州全体における権限・税財源の移譲が同時に行われるべきと指摘。

#### ○「地域主権型道州制—国民への報告書—」(2010年2月)

資産・負債を同額移管する「ストックの交換」の原則を、一般会計・特別会計の全てにわたって適用。グロス（総額）で見れば地方の資産・負債規模は拡大するが、ネット（資産マイナス負債）では変化はない。また、国においても名称（勘定科目）が変わるだけでグロス、ネット上の規模の変化は何もない。

#### ○経済同友会「道州制移行における課題—財政面から見た東京問題と長期債務負担問題—」(平成22年5月)

「道州制という新しい国と地方のかたちに移行する場合、既存債務と新規債務については、これを予算から分離し、実質的な影響を最小限にすることが必要である」

⇒国の特別会計分のうち、地方で行なうことが適切な業務については資産・債務・職員をセットで移管し、特別会計分の残りと、国的一般会計分の長期債務については債務返済を目的とする別組織（債務返済機構：仮称）を設立し、既存債務をすべて移管

- ・国から道州に大幅な税源を移譲した場合、国の債務償還財源の確保をどうするかという問題が生じる。

- ・全国町村会が行ったシミュレーションでは、資産と建設国債残高を一体的に道州に移譲した場合の一人当たり債務残高は、人口規模が小さく経済的条件が厳しいブロックにおいて高くなるという結果。

## 2) 道州債発行について

### (2) 道州債の発行をめぐる考察

- ・政府部门の債券発行は課税権を担保としており、道州への税源配分が確定して初めて道州債の発行について論じることが可能となる
- ・現在、地方債の信用を実質的に支えているのは、地方交付税等を通じた国の財源保障。国から道州への財源保障機能が縮小されれば、道州債の信用力に大幅な差が生じる可能性。経済力の弱い道州は資金調達が困難になり、社会基盤の格差がさらに拡大する恐れ。
- ・道州債を日本銀行がどこまで買入れるのか。道州債発行と金融政策との関係をどう考えるか。

### (6) むすびにかえて

- 国民が公平に享受すべき生存権を保障するために、ナショナル・ミニマム（スタンダード）の基準があり、財政調整と財源保障が行われてきた経緯がある。
- 道州単位で税源偏在や債券発行条件が大きく異なる場合、行政サービスやインフラ整備（維持・更新）の状況が地域によって大きく異なり、格差が拡大する可能性がある。
- こうした格差是正を考えるなら、国が地方財政計画や地方債計画等を通じて財源保障を行う仕組みを維持することが必要。
- 都道府県を道州に再編し、道州に権限・財源を移譲することで、日本の各地域に多様な経済都市が生まれ、地域経済の成長や発展が促されるかどうかは疑問。
- 必要なのは、ナショナル・ミニマム（スタンダード）の保障とともに、地方が担う分野における政策決定の自主性を最大限保障すること。
- 国民全体で、都市と農村、上流と下流、高齢世代と若年世代など、異なる地域・立場の人々が互いの社会経済的役割を理解しながら、負担について理解しあえるかどうかが、一番の課題。

以上